

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ①幼児期の教育・保育の体制整備

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
1	保育所(園)等の運営	保育を必要とする子どもに安定した保育を提供し、子どもの年齢に応じた教育・保育を行う幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育施設と地域型保育事業の適正な運営を支援する。	保育課	継続	幼稚園、保育所及び認定こども園において希望するすべての児童が安定した教育・保育が受けられるよう施設の運営を支援する。	A	公立保育園14、公立こども園2、私立保育園9、私立こども園7、小規模保育事業所1の33園で保育を実施 入園者3,445人	保護者の就労状況にかかわらず継続した教育・保育の場を提供できるよう支援した。	引き続き、幼稚園、保育所及び認定こども園において希望するすべての児童が安定した教育・保育が受けられるよう施設の運営を支援する。
2	保幼小の連携の推進	保育所(園)、幼稚園、小学校等が連絡を取り合える関係づくりを構築し支援する。各小学校区で作成する保幼小接続カリキュラムを活用して連携・交流を推進する。	学校教育課	継続	毎年同じ活動で満足せず、より深く園と学校がつながる活動と一緒に計画できるようにする。今年度は、交流活動が減るため、ICTを活用するなど工夫を凝らして連携を図る。	A	交流活動だけではなく、指導生訪問日や学校開放日の授業や保育を参観し、お互いに学びのつながりについても理解するよう努めた。夏休みを利用して、小学校教員が園の保育参観を行い、遊びの中の学び、小学校で発揮される姿について意見を交換した。	小学校教員による園への保育参観では、小学校で発揮される姿について互いが話し合い理解を深めた。保幼小接続講座に小学校教員や管理職の参加が少なかったため、学びの接続について理解を促していく必要がある。	小学校教員による保育参観を継続し、学びの接続について話し合う機会を充実させる。県の幼児教育支援センターと連携し、園、小学校が互いに学びあう研修の機会を促していく。
3	人権教育・保育の推進	子どもの人権を尊重しながら個々の成長を支え、思いやりの心や豊かな人間性が育まれるよう人権教育・保育を推進する。	子ども福祉課	R2新規	オレンジリボン運動を継続し、市民への啓発にも努める。	B	オレンジリボン運動の実施 11月	11月の児童虐待防止月間に、市職員の児童虐待防止に関する意識を高めるため啓発運動として、オレンジリボンの着用に取り組んだ。また、庁舎内にオレンジリボンツリーを設置し、来庁者への啓発を行った。	オレンジリボン運動を継続し、市民への啓発にも努める
			保育課	R2新規	子どもの遊びや活動の中で、自然や人とのふれあいなど様々な体験を通じて、自分を大切に感じる感情と共に、他人に対する思いやりの心を育てることに努める。	A	公立・私立の全園で実施	保育の中において、園児には様々な活動を通して自然や友達との関わりを大切にしよう言葉がけを行った。保育士内で園児一人一人を個人としてみていくよう意識を高めた。	子どもの遊びや活動の中で、自然や人とのふれあいなど様々な体験を通じて、自分を大切に感じる感情と共に、他人に対する思いやりの心を育てることに努める。
4	保育士の確保と質の向上	保育士の業務負担を軽減するために必要なICT※システムを導入するとともに、保育士バンクを活用し、保育人材の確保に努める。また、市保育士研究会等で教育・保育に関する研修を実施することで、保育士の質の向上を図る。	保育課	R2新規	ICT等の更なる普及と活用に努め、保育士の業務負担軽減を図る。また、保育人材の確保のために、保育士バンクを引き続き活用していく。保育士研究会についても、保育士の質の向上のために、支援を継続する。	B	ICTシステムの導入:私立園0園 保育士バンク登録者数:4名 (うち3名が市内の園に就職。)	ICTシステムの導入に関しては、私立園はR4年度に導入する園はなかったが、これまでに13園が導入済(公立園はR2年度に全園導入済)。保育士バンクについては、R3年度と同数に留まった。市保育士研究会についてはZoom等を使用したオンライン開催での研修を実施したためコロナ前と同程度の研修を実施することができ、保育士の質の向上が図られた。	ICT等の更なる普及と活用に努め、保育士の業務負担軽減を図る。また、保育人材の確保のために、保育士バンクを引き続き活用する。市保育士研究会についても、保育士の質の向上のために支援を継続する。

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ②子育て支援事業の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
5	乳幼児期における読書活動事業	乳幼児期における本と出会う機会の充実を図るため、乳児を育む保護者に対して読書活動の重要性についての啓発、情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業を実施する。	図書館	継続	保護者に対して、読書推進の重要性についての啓発・情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業などを継続し、乳幼児期における本と出会う機会の充実を図る。	C	ブックスタート(6ヶ月児育児相談日)年36回開催 528名受講(受講率92%) ※各館での受講者 20名 乳幼児向けおはなし会 年15回開催(丸岡・坂井)	ブックスタートやおすすめ本ポスターの配布は継続しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響が続き、参加者数は僅かな増加に留まっている。	保護者に対して、読書推進の重要性についての啓発・情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業などを継続するが、受講方法を以前の読み聞かせするスタイルに戻し、より乳幼児期における本と出会う機会の充実を図る。
6	子どもの読書活動推進事業	子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供するための環境づくりと、読書活動への理解と関心を深める啓発、広報活動を実施する。	図書館	継続	子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供し、そのための環境づくりを進めるとともに、読書活動への理解と関心を深めるため、啓発・広報活動を継続する。	C	毎週土曜日の「おはなし会」、夏休み中の児童館での「おはなし会」、子ども向け各種行事等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための制限が減り、開催回数が増え、参加者も戻りつつある。市内小学校への配本についても例年どおり実施し、本や図書館への関心を深める啓発活動に努めた。	コロナ禍であった時よりも、おはなし会やイベント等の回数や参加者数が増えているが、以前のようには戻りきっていない。	子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供し、そのための環境づくりを進めるとともに、読書活動への理解と関心を深めるため、啓発・広報活動を継続する。そのためにも、おはなし会の開催時間を見直し、できるだけ利用者が参加しやすい環境を作る。
7	障害児保育事業の充実	障がいがあってもより良い保育サービスを受けられるよう、内容の充実を図る。	保育課	継続	必要数の保育士を確保し、より充実した保育を図る。	A	昨年同様、公立・私立の全園で実施した。	児童の状況に応じ、園と協議し保育を実施した。	必要数の保育士を確保し、より充実した保育を図る。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ②子育て支援事業の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
8	保育カウンセラー事業	気がかりな子どもへの専門的な理解を深め、障害児保育の推進とサポート支援体制の確立を図るため保育カウンセラーを配置し、保育所(園)を巡回して保育士、保護者への支援にあたる。	保育課	継続	引き続き事業を実施し、気がかりな子供への適切な対応ができるよう、保育士や保護者を支援していく。	A	保育カウンセラーが保育所・認定こども園33か所、幼稚園1か所、子育て支援センター5ヶ所を訪問した。 訪問回数:113回 園内研修:11回	園訪問に保育課の保育士が同行し、状況を母子保健と共有することで支援の強化を図った。 また、障害児保育の質の向上ができるよう、保育士対象に園内研修を実施した。	引き続き事業を実施し、気がかりな子供への適切な対応ができるよう、保育士や保護者を支援していく。
9	障害児通所支援事業	障がいのある子どもに専門的な施設等において、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練・支援を行う。	社会福祉課	継続	4年度も継続して、計画支援事業所と療育事業所と市町担当課が連携し、相談しながら支援を行っている。	B	障害児通所給付決定者:398人 障害児通所支援を利用する児童に対し、相談支援員と連携しながら、児童の特性に合わせたサービスにつなげている。	相談支援事業所や児童福祉施設との連携により、通所支援サービスをスムーズに提供することができた。	令和5年度も継続して、計画支援事業所と療育事業所と市町担当課が連携し、相談しながら支援を行っている。
10	地域子育て支援拠点事業	子どもや子育て中の親等が気軽に集える機会を提供し、子育てに関する相談・援助・情報提供を行う。また、重層的に地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支えるため、世代を超え地域に関わった運営を行うとともに、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携を図るための取組を行う。 【変更前】 (子どもや子育て中の親等が気軽に集える機会を提供し、子育てに関する相談・援助・情報提供を行う。)	子ども福祉課	継続 R5変更	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を継続しながら、子育て中の保護者への支援を行い、児童の健全育成につなげていく。 子育て支援センターにおいては、施設利用に関し、利便性を高めた方法を検討する。	B	公立3か所・民間3か所、合計6か所で実施した。 公立 三国・丸岡・坂井子育て支援センター 民間 ハーツきつずはるえ もみじアソビノサロン キッズハウスゆり 延べ利用者数 27,222人 【主な内訳】 ひろば開放 16,682人 面接相談 2,765人 講座等 583回 6,850人 その他 1,353人 (その他はSNS利用、母親クラブ)	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として人数や時間の制限を行ったことにより、延べ利用人数(回数)は見込みより大きく減少したが、令和3年度からは幾分回復している。 各拠点施設がそれぞれの考えで、乳幼児を持つ親とその子が気軽に集い、交流や育児相談等を行う場所を設けており、保護者の子育てへの負担感を緩和することができた。 公立の子育て支援センターにおいては、土曜開放デーの回数を増やししながら、男性の育児参加への啓発も行っていく。	新型コロナウイルス感染症に注意しつつ、引き続き子育て中の保護者への支援を行い、児童の健全育成につなげていく。 公立の子育て支援センターにおいては、土曜開放デーの回数を増やししながら、男性の育児参加への啓発も行っていく。
11	保育所(園)等地域活動事業	保育所(園)等において、地域や世代間とのつながりを深めるために幅広い活動をを行う。	保育課	継続	引き続き継続することで、地域に根差し、地域から愛される園を目指す。	B	公立は全園、私立は7園にて実施	保育参加、世代間交流などを通し、園と地域の結びつきを強くすることができた。	引き続き継続することで、地域に根差し、地域から愛される園を目指す。
12	保育所(園)等の一般開放	在宅児の親子に遊び場の提供や育児相談を実施する。	保育課	継続	規模を縮小することなく、全ての公立・私立園にて園開放を実施することを目指す。	C	全ての公立・私立園にて園開放を実施した。うち、9園が全面的な園開放を実施した	全面的な園開放を実施できない園は、予約制で施設見学・育児相談に応じるなど規模を縮小して園開放を行った。	規模を縮小することなく、全公立園にて園開放を実施することを目指す。
13	延長保育事業	保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。	保育課	継続	引き続き、延長保育を実施することで、保護者が安心して子供を預けることのできる環境づくりに努める。	A	公立・私立、全園で実施	延長保育を実施することで、突発的な事由や就労形態に機縁する事由で通常保育時間を超過してしまう児童の保護者が、安心して保育園を利用することが出来た。	引き続き、延長保育を実施することで、保護者が安心して子供を預けることのできる環境づくりに努める。
14	休日保育事業	就業形態の多様化に対応するため、利用者のニーズの動向と保育体制整備を踏まえながら、休日保育の実施について検討を進める。	保育課	継続	すみずみ子育てサポート事業において、令和4年度まで委託していた事業所が事業廃止したため、一時預かりでの対応ができなくなったことから、今後は利用者のニーズの動向を踏まえながら、休日保育の実施について検討する。	D	実施無し	休日保育の要望がなく、現時点ではすみずみ子育てサポート事業の一時預かり等での対応としている。	利用者のニーズの動向を踏まえながら、保育所等での休日保育の実施について検討する。
15	乳児保育事業	保護者の就労条件等から産後8週からの入所を受け入れる。	保育課	継続	引き続き、乳児保育を実施し、乳児期からの保育を必要としている保護者のニーズに応えていく。	A	公立12園、私立17園にて実施	生後8週から受け入れることで、様々な条件下に置かれている保護者の利便性を高めることが出来た。(育休制度の無い就労者など)	引き続き、乳児保育を実施し、乳児期からの保育を必要としている保護者のニーズに応えていく。
16	病児・病後児保育事業	保育所(園)に通所する児童等が病気、または病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを保育する。	子ども福祉課	継続	引き続き、病児・病後児保育事業を継続し、安心して子育てができる環境を整えていく。	A	延利用人数 2,253人 【内訳】三国病院 69人 春日レディスクリニック 345人 春つか保育園 1,432人 坂井松涛保育園 34人 つぼみ保育園 216人 広域利用 191人	コロナ禍の影響を受け減少していた利用者が例年程度まで回復し、保護者のニーズに応えることができている。	引き続き、病児・病後児保育事業を継続し、安心して子育てができる環境を整えていく。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

[R4評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ②子育て支援事業の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
17	子育て短期支援事業(ショートステイ)(トワイライトステイ)	保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預かる。	子ども福祉課	継続	引き続き、本事業を必要とする子育て世帯へ制度の説明や利用調整など支援を行う。	A	3事業所へ事業委託し実施。 (ショートステイ) 2歳未満 済生会乳児院 0人 2歳以上 ほほ咲みの郷 12人 一陽 0人 (トワイライトステイ) 2歳未満 済生会乳児院 0人 2歳以上 ほほ咲みの郷 3人 一陽 0人 (合計) 15人	HP掲載など事業の周知に努めつつ、利用希望者と施設との間で調整を行い、一時的な保育を必要としている子育て世帯の支援に寄与することができた。 施設の立地的に市の方で解決できることではないが、各施設ともに坂井市から距離があることが課題ではある。	過年度に引き続き、本制度の周知を図りながら、利用希望者と施設間との調整を行い、子育て世帯への適切な支援を行う。
18	一時預かり事業	病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所(園)等において一時的に子どもを預かり保育する。	保育課	継続	引き続き、一時預かり事業を実施し、一時的な保育困難者を支援していく。	A	公立5園、私立14園にて実施	家庭での保育が一時的に困難になった児童を預かる事で、保護者が安心してその事由に対処することが出来た。	引き続き、一時預かり事業を実施し、一時的な保育困難者を支援していく。
19	すみずみ子育てサポート事業の推進(施設型・派遣型)	保護者が、疾病、事故、冠婚葬祭、就職活動、公的行事参加等で、家庭で一時的に養育できない場合に、一時預かりや家事手伝い等を行う。	子ども福祉課	継続	事業所での新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、引き続き市民への周知を適切に行う。 また、事業を実施しながら、一時的な保育困難者や第1子出産予定の妊婦を支援していく。新たな事業委託先についても検討していく。	B	2事業所実施。 (施設型) ハーツきっずはるえ、 (派遣型) 坂井市シルバー人材センター 延べ利用者数 ハーツきっず 1,133人、シルバー 105人 延べ利用時間 ハーツきっず 5,319時間、シルバー106時間	委託事業所が1か所減になり、延べ利用人数、延べ利用時間ともにR3年度から減少した。 事業所別にみると、新型コロナウイルス感染症が拡大しているなか、感染対策をとりながら、利用人数も時間も4割増になっており、事業の重要性は高い。新たな委託先の検討が必要と思われる。	事業所での新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、引き続き市民への周知を適切に行う。 また、事業を実施しながら、一時的な保育困難者や第1子出産予定の妊婦を支援していく。保護者の利用希望が土日祝日の場合もあるので、対応可能である新たな事業委託先についても検討していく。
20	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター(地域において子どもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織)を設立し、子どもの預かり等の援助活動を行う。 ニーズの高まりに応じて、事業形態等の実施方法について検討を進める。	子ども福祉課	継続	地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員組織での相互援助活動について、保護者等のニーズに応じて検討を続ける。 なお、類似の事業として、すみずみ子育てサポート事業を継続して行う。	D	実施なし	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため社会活動の制限が継続される中、会員20人以上の組織を市内1か所設置する条件を満たして事業を実施することと期待できる成果とを比較して事業実施を見合わせた。 ニーズについては類似事業のすみずみ子育てサポート事業にて補充している。	地域の中での相互援助活動による子育てについて、保護者等のニーズ把握に努め、結果を注視しつつ事業実施を検討する。 なお、類似事業のすみずみ子育てサポート事業は継続して行う。
21	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親の一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭等により、日常生活で困った時、育児や食事の世話をを行う家庭生活支援員を派遣する。	子ども福祉課	継続	継続して制度の周知を図り、子育て支援や生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣して、その生活を支援する。	D	支援員派遣件数 0件	令和2年～4年度はは対象となる申請がなかったため、実績はなし。	継続して制度の周知を図り、子育て支援や生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣して、その生活を支援する。
22	民間保育園施設整備補助事業	受入れ対象児童の拡大や保育サービス、保育環境を充実させるための施設整備等に対して民間保育園へ補助する。	保育課	継続	R4年度実施予定の園への補助と、R5年度以降に施設整備を要望する園について検討を行う。	A	私立保育施設 3園	つぼみ保育園、すずらんこども園の大規模修繕、るんびに保育園の改築事業が計画どおり実施され、各園への補助を行った。	R5年度実施予定の園への補助と、R6年度以降に施設整備を要望する園についての検討を行う。
23	児童福祉施設環境整備事業	児童の大切な生命を預かっている保育所(園)等において、安全で長期間快適に活動ができるように、施設の計画的な整備等を行う。	保育課	継続	加戸幼稚園の大規模改修工事を行う。	A	公立保育施設 1園	加戸幼稚園の大規模改修工事を実施した。	春江中保育園の老朽化に伴う大規模改修工事に向け設計を行う。
24	里親制度の推進	里親制度について広く住民に啓発し里親登録を推進するとともに、里親を支援していく体制を整備する。	子ども福祉課	継続	福井県総合福祉相談所とともに制度の普及啓発を行う。	A	里親制度オンライン説明会記事の広報紙掲載2回実施(お知らせ版5月号、2月号) 里親に関する図書の特設コーナー・制度周知パネル設置等 市内2図書館内 県立大学生を伴っての里親学習会への参加1回	県主催の里親制度説明会の周知を行った。 図書館に関連図書やパネル等を設置することで幅広い世代の市民に対しアプローチできた。 若い世代への啓発活動につながった。	福井県総合福祉相談所とともに制度の普及啓発に努める。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ②子育て支援事業の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
25	公立保育園等管理運営事業	少子化が進行する中、様々な政策や社会情勢の変化による多様な保育ニーズに対応し効率的な運営をするために、公立保育園等の在り方を検討する。	保育課	R2新規	今後の公立保育施設の適正な定員、閉園、改修などについて検討する。	B	公立園の改修および統廃合等を公立園の在り方を検討した。	老朽化した施設の改修については、計画的に進めていく必要があり、地域の状況を加味しながら、検討を継続していく。	R5年度末の高齢幼保園の閉園、R6年度からの今福保育園の幼保園化について準備を進める。また、今後の公立保育施設について、改修および統廃合等について継続して検討していく。

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ③就学後の教育・保育の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
26	放課後児童クラブ事業	昼間、保護者のいない小学生を学校等で放課後に預かり、健全で充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導等を行う。	保育課	継続	引き続き実施し、児童の健全育成並びに保護者の就労等を支援する。	A	直営27カ所、委託7カ所計34カ所で実施 登録児童数 1,847名	放課後預かりを必要とする児童について、保護者のニーズにほぼ応えることができた。今後も利用数に応じた施設を確保して実施していきたい。	引き続き実施し、児童の健全育成並びに保護者の就労等を支援する。
27	放課後子ども教室事業	放課後や週末等に、地域住民の参画を得て、学校・コミュニティセンター等を利用し子どもの居場所づくりを行う。	生涯学習スポーツ課	継続	通年と長期休暇の教室を地域性を鑑みたくうえで開催していく。	A	学校区内のコミュニティセンターを利用した25教室で実施。しかし、コロナ禍前の利用率にはまだ戻っていないため、地域の実情に応じた様々な学習・体験・交流活動をさらに工夫して実施していく必要がある。	放課後や休日に子どもの安全・安心な居場所を提供することができた。また、コロナ禍前の利用率にはまだ戻っていないため、地域の実情に応じた様々な学習・体験・交流活動をさらに工夫して実施していく必要がある。	通年と長期休暇の教室を地域性を鑑みたくうえで開催していく。
28	「新・放課後子ども総合プラン」の推進	国の「新・放課後子ども総合プラン」の推進に伴い、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供を拡充する。	保育課	継続	引き続き、実施数の増加に努める。	B	4クラブが放課後子ども教室に参加した。	新たな取り組みはなく、コロナ禍で活動も停滞気味だったが、教室との積極的な連携についてクラブへの働きかけを行った。	引き続き、実施数の増加に努める。
			生涯学習スポーツ課	継続	子ども教室と児童クラブの開催場所が近くで実施していることは、長期休業中など連携した活動を検討し実施する。	B	児童クラブと連携した教室を実施したのは、4ヶ所。主に長期休業中に開催している教室で放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を行った。	子ども教室と児童クラブの開催場所が近くで実施していることは、長期休業中など連携した活動を検討し実施する。	子ども教室と児童クラブの開催場所が近くで実施していることは、長期休業中など連携した活動を検討し実施する。
29	特別教育支援事業	心身に障がいのある子どもや気がかりな子どもの教育に関して、個に応じた教育を受けられるよう支援する。	学校教育課	継続	より深い話し合いが持てるよう、判断会の持ち方を考慮し、計画的に進められるようにする。引き続き気がかりな子にとってよりよい学びの場について、専門的な意見をいただきながら教育支援を図っていく。	A	教育支援委員会では、気がかり児にとって望ましい学びの場(学習環境)について話し合い審議を行った。気がかり児について園、学校と連携を取り就学に向けて有効な支援の方法を話し合う移行支援会議の機会を設けた。	委員会で調査報告を行う時間を短くし、望ましい学びの場について話し合う十分な審議の時間を確保した。学びの場を話し合うにあたり、現在の特別支援教育の理解について共通理解を促していく必要がある。	審議数に関わらず、十分な審議の時間を確保できるよう、会の運営を改善する。また、特別支援教育の正しい理解を園、学校、保護者に促していく。
30	学級運営支援事業	障がいのある子どもや気がかりな子どもが安全・円滑に学校生活を過ごせるよう、必要に応じ支援員を配置する。	学校教育課	継続	限られた支援員を有効に活用するため、各学校の状況をヒアリング・現地確認の実施等により正確に把握し、適正な配置を図る。	A	個々の指導や支援が必要な児童生徒に対応する学級支援員を配置して、円滑な学級運営と学習支援体制の充実を図ることができた。	学習面や生活面で特別に支援を必要とする児童生徒について、学校での様子聞き取るなどし、その状況に応じて適宜適正な配置を行う必要がある。	限られた支援員を有効に活用するため、各学校の状況をヒアリング・現地確認の実施等により正確に把握し、適正な配置を図る。
31	学校図書館支援事業	学校図書館運営の充実のため、各学校に司書教諭を配置し、児童・生徒の読書活動の推進を図る。	学校教育課	継続	昨年度の活動を継続して行う。中学校図書館司書と小学校図書館担当との連絡を更に密にし、学校図書アドバイザーを活用しながら、小学校図書館の管理・運営をよりよくする。また、市立図書館との連携も図る。	A	中学校司書が中学校区内の小学校図書担当教諭と会議を開催し、運営、蔵書の管理、貸し借りなどの支援を図った。また、学校図書アドバイザーを活用し、運営、支援のサポートを行った。全小中学校に図書館システムを導入し、児童生徒の読書の推進を図った。	小中学校での読書活動の啓蒙や学習支援をさらに充実する必要がある。	昨年度の活動を継続して行う。中学校図書館司書と小学校図書館担当との連絡を更に密にし、学校図書アドバイザーを活用しながら、小学校図書館の管理・運営をよりよくする。また、市立図書館との連携も図る。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ③就学後の教育・保育の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
32	地域ふれあい交流事業	どろんこ教室等の体験学習を通して、子どもたちの交流、地域との交流、学校間の交流を図る。	学校教育課	継続	同様の事業内容である地域と進める体験推進事業と合わせ、より多くの体験や交流により地域への愛着心を持てるようにする。	A	全学校で同様な事業内容である地域と進める体験推進事業と合わせて実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により、体験活動や地域交流事業の内容変更、規模の縮小があったものの、工夫して実施することができた。	さらに地域にかかわる体験活動、地域行事の参加や、地域の方とのふれ合いが多くなるように工夫する。	同様の事業内容である地域と進める体験推進事業と合わせ、より多くの体験や交流により地域への愛着心を持てるようにする。
33	わんぱく少年団事業	自然の中で行われる様々な活動を通して、生涯にわたって自然に親しみ、豊かな人生を送るための基礎や手段を学び、健やかな心身を育成する。	生涯学習スポーツ課	継続	子どもたちに様々な体験を提供するため、新たな活動を企画する。また、従来の定番企画も見直しを図り、より充実した活動を目指す。また、例年は、市内中高生の団体である坂井市ジュニアリーダーズクラブに協力を得て、活動に取り組んでおり、交流が盛んなので、今後も良好な関係を築いていきたい。	A	坂井市の自然に親しみ、心が豊かになる体験の機会を与えることができた。昨年度は新型コロナウイルスの影響で実施できなかったが、今年度は全9回すべて実施することができた。そして、令和4年度からわんぱく少年団事業の発展形として市内小学生を対象とした自然体験活動「わんぱく王国」事業を開始した。全13種類のメニューを計28回実施し、延べ人数380人が参加した。また、8種目以上達成した2人の児童には「わんぱく王」の称号を授与した。	自然体験活動を通して、子どもたちの心身の成長の場を提供することができた。今後は、定番企画の改善や過去に実施した企画の掘り起こし、新たな事業を模索することで、事業全体の幅を広げ、子どもたちにとって、より有意義な経験になる企画をしていく。王国は、「教育委員会」、「参加者」、「実施団体」の連絡体制を改善していく必要がある。	子どもたちに様々な体験を提供するため、新たな活動を企画する。従来の定番企画も見直しを図り、より充実した活動を目指す。令和5年度は新型コロナウイルスの影響で数年実施していなかった1泊2日の夏キャンプを実施予定である。王国は、通年事業として稼働していく。50以上のメニューの実施と延べ人数千人以上の参加を目標とする。
34	スポーツ少年団事業	多くの子どもたちにスポーツをすることの楽しさと喜びを与え、スポーツを通して健やかな心身を育成する。	生涯学習スポーツ課	継続	多くの子どもたちにスポーツをすることの楽しさと喜びを与え、スポーツを通して子どもたちの心と体を育てる。	A	スタートコーチャ養成講習会や小奈奈緒氏による指導者協議会講習会を開催し、指導者及び育成会の参加を促し、子どもたちへより良い指導を行えるようにした。	指導者の資格取得に加え、指導者対象の研修会や指導者及び育成会を対象にした講習会を開催し、指導の資質向上につながった。	多くの子どもたちにスポーツをすることの楽しさと喜びを与え、スポーツを通して子どもたちの心と体を育てる。
35	文化芸術による子どもの育成事業	小中学校において、芸術家の公演等を行うことで、子どもたちの優れた文化芸術の創造に資することを目的とし、文化の担い手となる子どもたちの発想力やコミュニケーション能力等を育成する。	文化課	継続	6校から希望があったところ、5校が採択を受けた。今回は「児童劇」「バレエ」「邦楽」「落語」の種目で実施予定。	B	令和4年度は5小中学校が採択を受け、実施した。新型コロナウイルスの感染対策を行いながら、ワークショップを開催することができた。本格的な芸術公演(落語・演劇・バレエ・太鼓)を鑑賞するとともに、児童がプロの団体と共演することができ、良い機会となった。	子どもたちにとってプロの表現方法等を習い、発表する体験を行うことで、日本の文化芸術に触れることができ、自己有用感や表現力を高めることにつながった。また、公演団体と構内準備をスムーズにできたこと。課題としては、小学校低学年にも体験できるとよかった。	市内の小・中学校において、プロの音楽家によるスクールコンサートを実施する予定。
36	人権啓発活動の推進	思いやりの心や豊かな人間性が育まれるよう、あらゆる機会をとらえて、人権に関する講座や啓発活動を行う。	総務課(旧男女共同参画推進室)	R2新規	市内4小中学校にて「人権の花運動」を実施。人権の花を育てることにより命の大切さを学び、人権意識の高揚を図る。	A	市内小中学校5校(磯部小学校、雄島小学校、大石小学校、兵庫小学校)の児童76名を対象に、人権擁護委員と花苗の植え付け作業を実施し、思いやりの心や命の大切さを学んでもらった。	人権の花運動実施校の担当教諭に対し、アンケートを実施したところ、すべての小学校担当教諭からは、児童の人権問題についての関心や理解が「とても深まった」「おおむね深まった」と回答があり、「思いやりの心、人や動植物、物を大切に思う心」「協力・感謝することの大切さ」を学ぶ場になったとの回答もあったことから、当運動により人権尊重意識の啓発効果があったと考えられる。コロナウイルス感染症の感染予防のため例年より参加人数が減ったことが課題である。	市内4小中学校にて「人権の花運動」を実施。人権の花を育てることにより命の大切さを学び、人権意識の高揚を図る。
			学校教育課	R2新規	市内4小中学校にて「人権の花運動」を実施。人権の花を育てることにより命の大切さを学び、人権意識の高揚を図る。	A	年度初めに、各学校で人権教育推進計画を作成。児童生徒に対し道徳の時間等で人権に関する授業を実施した。また、各学校で全教職員を対象とした人権に関する研修会等を実施した。	人権に関する学習を通じて、児童生徒一人一人に命の大切さ、思いやりの心などを学ばせることができた。今後も引き続き、人権について、児童生徒、教職員、保護者等、連携しながら考えていく必要がある。	児童生徒に対し人権に関する授業を行い、人権意識の高揚を図る。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (2)子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実 - ①保健・医療の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
37	母子(親子)健康手帳の交付	母子(親子)健康手帳の交付を行い母子の健康管理に役立てる。また、交付と同時に妊婦相談を実施する。	健康増進課	継続	引き続き、全妊婦に対して妊娠・出産・子育て期にわたり、安心して過ごせるよう丁寧な個別面談に努め、要支援者には妊娠早期から切れ目ない支援を実施する。	A	交付数: 554件	母子健康手帳交付時に、母子健康手帳や母子保健のしおりの使用方法、相談窓口である子育て世代包括支援センターや母子手帳アプリの周知、母子保健事業の説明を行った。 また、妊婦や家族の状況を把握する為、丁寧な聞き取りを実施し、支援が必要な方には妊娠前から電話や訪問等を子実施し、妊娠・出産・子育て期にわたり安心して過ごせるよう支援を継続した。	母子健康手帳は、妊娠・出産・育児に関する一貫した記録として重要であることを周知し、妊婦健診や出産後の産婦、乳児健診の受診勧奨を行う。 また、妊娠届出時のアンケート等を活用し、丁寧な個別面談に努め、心身状況や生活状況を把握し、要支援者には妊娠早期から、関係機関と連携し、サービスの情報提供や相談支援を継続する。
38	母子保健推進員による母子の健康づくり推進	母子の健康増進を図り、健康で明るい家庭づくりを推進する。	健康増進課	継続	食生活改善推進員等地域で健康づくりを行う他団体とも連携しながら、母子保健推進員活動の充実を図る。	B	委嘱数: 45人	母子保健推進員には、各種母子保健事業において計測や記録の協力、母親への声掛け等を行っている。 また、自主活動として、健診会場で参加者に適す小物作りや手づくりおもちゃを用いた園訪問等を行ったり、母子保健推進員だよりを作成し、推進員活動の周知や育児情報の発信を行った。	健診会場等での母子との交流の中で、母らの育児をねぎらい、気持ちに寄り添う。 地域の母子や子どもの課題を意識し、行政への情報提供や推進員活動の中で正しい育児情報を周知する。
39	妊婦健診の助成	妊娠期の健康管理のため、全妊婦に医療機関での健診受診費用について助成する。	健康増進課	継続	引き続き、14回の妊婦健診と産婦健診の助成を実施し、妊婦が安心して妊娠・出産ができるよう支援する。また、早期に児の聴覚障害を発見する為に引き続き新生児聴覚検査の助成を実施する。	A	妊婦健診助成件数: 延べ6,430件 産婦健診助成件数: 504件 新生児聴覚検査助成件数: 472件	妊娠届出時に全妊婦に対し、一人14枚の妊婦健診受診券と産婦健診受診券を、新生児聴覚検査受診券を交付しており、妊娠前から産後まで安全に安心して過ごせるよう助成を実施している。	引き続き、14回の妊婦健診と産婦健診の助成を実施し、妊婦が安心して妊娠・出産ができるよう支援する。また、早期に児の聴覚障害を発見する為に引き続き新生児聴覚検査の助成を実施する。
40	特定不妊治療費の助成	特定不妊治療に要する経済的負担を軽減することで不妊に悩む夫婦の妊娠・出産を支援する。	健康増進課	継続	令和4年4月から診療報酬の改正により不妊治療費が保険適用になったことで、助成内容を見直し、引き続き不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減すると共に子どもをもちたい夫婦を支援する。	A	助成件数: 延べ107件	令和4年4月から診療報酬の改正により不妊治療費が保険適用になったことで、助成内容を見直した。 不妊に悩む夫婦に対し、特定不妊治療や一般不妊治療に要する費用の助成を実施することで、経済的負担を軽減し、妊娠・出産を支援している。	令和4年4月からの不妊治療費の保険適用や県の助成開始等により、助成申請期間等を見直し、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する。
41	里帰り出産に対する妊婦乳児健診の助成	里帰り出産に対し、県外医療機関での妊婦健診及び1か月児健診費用の助成を実施する。	健康増進課	継続	引き続き、里帰り出産に対し、県外受診の妊産婦健診及び1か月児健診、新生児聴覚検査費用の助成を実施する。	A	妊婦健診助成件数: 延べ101件 産婦健診助成件数: 18件 1か月児健診助成件数: 15件 新生児聴覚検査助成件数: 19件	里帰り出産に対し、県外受診の妊産婦健診及び1か月児健診、新生児聴覚検査費用の助成を実施することで、里帰り先においても安心して妊娠・出産できるよう支援している。	引き続き、里帰り出産に対し、県外受診の妊産婦健診及び1か月児健診、新生児聴覚検査費用の助成を実施する。
42	乳幼児健診	総合的な健診を行い、疾病の早期発見及び乳幼児の健全育成や保護者への育児支援を図る。また子どもにとって適切な生活習慣を確立できるよう、知識の普及に努める。	健康増進課	継続	医療機関及び集団健診において、引き続き総合的な健診を行い、児の発育・発達や保護者の育児状況等を確認し、継続的に支援を実施していく。	A	1か月児健診受診者数: 511人(受診率98.6%) 4か月児健診受診者数: 540人(受診率98.7%) 9～10か月児健診受診者数: 555人(受診率97.5%) 1歳6か月児健診受診者数: 576人(受診率96.8%) 3歳児健診受診者数: 633人(受診率96.6%)	月齢に応じて総合的な健診を行い、児の発育発達の確認、適切な生活習慣の確立や保護者の育児不安等について助言している。 必要時、精密検査や発達相談につなげることで、疾病の早期発見・早期治療につなげている。	医療機関及び集団健診において、総合的な健診を行い、児の発育・発達や保護者の育児状況等を確認し、必要な場合には精密検査、継続的な相談支援を実施していく。
43	乳幼児歯科保健事業	保護者に対し、乳歯の頃からの虫歯予防について知識の普及を図る。	健康増進課	継続	各種教室や幼児健診において、早期からの虫歯予防の為に知識普及を図る。	A	歯と離乳食の教室参加者数: 141組 1歳6か月児健診受診者数: 576人(受診率96.8%) 3歳児健診受診者数: 633人(受診率96.6%)	歯と離乳食の教室は開催回数を増やし、歯科衛生士による集団指導と個別相談の充実を図った。 幼児健診では虫歯や不正咬合等を確認し、必要に応じて、医療機関への受診勧奨、歯磨きや食事の指導を行った。	各種教室や幼児健診において、早期からの虫歯予防等の知識普及を図り、必要に応じて、食事や歯磨きの個別相談、受診勧奨を行う。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (2)子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実 - ①保健・医療の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
44	5～6か月育児相談	離乳食の開始時期に合わせて実施し、乳児の成長発達を確認する。また、アンケートを実施し子育てについての不安解消に役立てる。	健康増進課	継続	引き続き、児の成長発達の確認を行い、離乳食や子育てについての相談を実施し、保護者の不安解消に努める。	A	参加者数: 530組(参加率92.5%)	離乳食開始時期である5～6か月時に相談会を実施することで、離乳食をスムーズに開始することができ、児の成長発達についても確認できた。 アンケートをもとに子育て全般について相談にのり、保護者の育児不安に対して早期に解消できるよう努めた。	児の成長発達の確認を行い、離乳食や子育てについての相談を実施し、保護者の不安解消に努める。 離乳食相談については、動画をを用い、指導内容を充実させる。
45	発達相談(ひまわり相談)	子どもの言葉遅れや情緒面での発達の不安等に対して小児科医等、専門スタッフが個別及び小集団教室において相談を受け、かかわり方について助言を行い、必要時は専門機関へつなげる。	健康増進課	継続	発達に気がかりさがある児に対しては、ひまわり相談にて専門スタッフが保護者の不安に寄り添いながら、関わり方について助言を行う。 また、相談場所である子育て世代包括支援センターの周知や相談しやすい体制づくりに努める。また、母子保健と子育て世代包括支援センター、関係機関との連携を密にし、情報共有やその後の支援について検討できる体制づくりに努める。	A	個別相談件数: 延べ162件 集団教室件数: 延べ21件 委託相談件数: 延べ64件	専門スタッフが個別及び集団の中での児の様子を観察し、関わり方の助言や必要時には専門機関を紹介し、早期療育につなぐよう取り組んでいる。 また、子育て世代包括支援センターで、発達についての不安を随時、相談できるよう取り組んだ。	発達に気がかりさがある児に対しては、専門スタッフによる相談や児童発達支援センターとの連携による相談を行い、必要に応じて医療機関受診勧奨、かかわり方の助言を行う。 子育て世代包括支援センターにおいて、発達の相談を随時受け、心身の発達状況の確認やサービスの紹介、関係機関との連携を図り、支援を行う。
46	予防接種の充実	感染症の予防及び蔓延を防ぐため予防接種法に基づき実施する。	健康増進課	継続	引き続き接種勧奨を行い、接種率の向上を図る。 予防接種法の改正等に係る周知を広報やホームページで迅速に周知していく。 個別通知に接種方法などを記載し、接種にかかる疑問や不安の解消を行う。	A	出生時や転入時、赤ちゃん訪問時や各教室・健診時に説明・相談を行った。 未接種状況を把握し、幼児健診時や未接種者への勧奨ハガキで接種を勧奨した。 坂井地区以外での接種もできるよう福井県内広域的接種の契約を実施している。 里帰り出産等で県外医療機関で接種した場合は、予防接種費用の償還払いをしている。	接種勧奨の実施や、坂井地区以外での接種できる環境整備により、接種しやすく、高接種率につながっている。	引き続き接種勧奨を行い、接種率の向上を図る。 予防接種法の改正等に係る周知を広報やホームページで迅速に周知していく。 個別通知に接種方法などを記載し、接種にかかる疑問や不安の解消を行う。
47	任意予防接種の助成	任意予防接種に対して助成することで、接種率を高め、感染症の予防及び蔓延を防ぐ。	健康増進課	継続	予防接種の経費を助成し、費用の負担軽減を行うことにより、接種率を高め、感染拡大及び重症化の予防を図る。	A	こどもインフルエンザ: 1歳～小学校就学前を対象に年度中に一人一回、2,000円の助成実施。 こどもインフルエンザ: 1,597人(接種率40.3%) おたふくかぜ: 1歳～小学校就学前を対象に一人一回、2,000円の助成実施。 おたふくかぜ: 全接種者数574人 (接種率99.7%(厚労省算定方法))	定期予防接種以外で、罹患しやすく、また罹患すると重症化する感染症について予防接種の助成を行い、感染流行を予防している。	予防接種の経費を助成し、費用の負担軽減を行うことにより、接種率を高め、感染拡大及び重症化の予防を図る。
48	児童生徒健康管理事業	保育所(園)、幼稚園等や小中学校において、健康観察や健康診断等を通して、児童生徒の健康維持・増進に努める。	保育課	継続	継続して定期的な健診・検査を実施する。	A	内科健診 年2回 2,932人(延人数) 歯科健診 年1回 1,458人	定期的に各種健診・検査を実施し、園児の疾病等の早期発見、予防に努めることができた。	継続して定期的な健診・検査を実施する。
			学校教育課	継続	虫歯を早期発見しても治療に行かない児童がいるので、養護教諭を通してさらに治療促進に努める。また、健康や安全の保持増進を昨年同様に図る。	A	児童生徒の多様化する心身の健康問題に適切に対応し、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うなど、児童生徒等の健康の保持増進を図ることができた。	目と歯の健康プロジェクトにて虫歯の出来やすい学年に年に2回の歯科検診を実施することで、虫歯を早期発見することができたが、早期に発見しても治療に行かない児童がいる。	虫歯を早期発見しても治療に行かない児童がいるので、養護教諭を通してさらに治療促進に努める。 また、健康や安全の保持増進を昨年同様に図る。
49	医療機能の充実	高度な診療や治療に対応できる医療機器の導入及び更新を図る。	三国病院	継続	当院は、市内でも数少ない産婦人科、小児科、人工透析を標榜していることから、これらの診療に必要な医療機器の整備に努める。 眼底カメラの更新、渦流浴機器の更新を予定。	B	コードレスバイク、渦流浴機器、遠心機、耳鼻科手術器械等を購入した。	必要な医療機器、リハビリ機器の整備により、市民が安心して医療及びリハビリテーションを受けられる環境を整備することができた。 次年度以降に更新等を必要とする機器については、経費の削減、抑制を図りながら計画的な整備に努めたい。	当院は、市内でも数少ない産婦人科、小児科、人工透析を標榜していることから、これらの診療に必要な医療機器の整備に努める。 インビザダンスオーソジョメーター、誘導心電計、眼底カメラ等の更新を予定。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (2)子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実 - ①保健・医療の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
50	緊急医療対策事業	地域内医療機関をはじめとする病院と一般診療所の連携、消防との連絡体制を強化しながら、夜間・休日等の救急時の医療体制を確保する。	三国病院	R2拡充	二次救急医療病院として重要な社会インフラとしての役割を担うため、対応可能な範囲において救急時の診療を行う。	B	救急件数 ウォークイン 1,073件 搬送 263件	中核病院として救急患者の受入れや分娩への対応を通じ、地域貢献を図ることができた。 今後も救命救急センターや高度医療機能を持つ福井市内の大病院、地域の開業医との連携を強化し、円滑な救急受入れの実現に向けて取り組みたい。	二次救急医療病院として重要な社会インフラとしての役割を担うため、対応可能な範囲において救急時の診療を行う。
51	小児救急医療支援事業	小児救急医療を担う機関に対し支援を行うことで、小児救急医療体制の充実を図る。	健康増進課	継続	病院群輪番制方式により、小児救急医療の夜間の診療体制が確保されるよう、支援を行う。	A	小児救急医療に係る夜間の診療体制を整えることにより、小児重症救急患者の医療を確保することができた。	小児医療の充実を図るためにも重要な事業であることから、今後も継続していく必要がある。	病院群輪番制方式により、小児救急医療の夜間の診療体制が確保されるよう、支援を行う。
52	産後ケア事業	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するために産後の母と子のケアを充実する。	健康増進課	R2新規	引き続き、妊娠期からの周知を図り、要支援者には産後すぐに利用ができるような体制づくりに努める。また、対象者を生後4か月までから生後1年までに拡大して実施する。	B	宿泊型：延べ17件 訪問型：延べ8件	産後早期に母親の精神的ケアと育児指導や育児相談にのることで母親とその家族の健やかな育児支援ができた。	妊娠期からの周知に努め、支援が必要な者には産後すぐに利用ができるような体制づくりに努める。 また、利用希望者の心身状況や生活状況を把握し、産後ケアを機会に健やかな育児ができるよう支援する。

1 子どもが笑顔で育つまち - (2)子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実 - ②食育の推進

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
53	食育活動事業	給食時間等の指導を通して子どもの健康、心の健全育成を図る。また、子どもがより身近に実感を持って地域の自然、食文化、産業等についての理解を深め、食べ物への感謝の気持ちを抱けるよう、地場産物の利用拡大を図る。保育所(園)においては菜園活動を実施し、その収穫や調理を通して食に対する興味を育てる。保護者に対しても食育の大切さを啓発する。	健康増進課	継続	幼児期からの良い食育事業および食生活改善推進員による地域に根差した食育活動を通じた健康的な食習慣の普及や食育推進を行う。市内食育関係団体の連携を強化し、市全体で食育推進できるよう努める。	B	幼児期からのよい食育事業 5回 朝ごはん料理教室 2回 食生活改善推進員による地域の保育園等・学校・まちづくり協議会等での味噌づくりや季節の食材を使った料理教室の開催 12回	五感を使った調理体験教室、幼児の保護者対象の朝ごはん料理教室や食生活改善推進員による地域の保育園等・学校・まちづくり協議会等からの依頼による料理教室等を開催し食育への興味関心が深まった。	幼児期からのよい食育事業および食生活改善推進員による地域に根差した食育活動を通じた健康的な食習慣の普及や食育推進を行う。市内食育関係団体の連携を強化し、市全体で食育推進できるよう努める。
			保育課	継続	今年度も引き続き、給食での地場産物の利用の促進、園での食育活動、保護者への啓発を実施する。	B	各園で、野菜収穫体験や年齢に合わせた食育活動を日々の生活の中で随時行い、児の食への興味関心を高めた。 給食に地場産食材を取り入れ、園への掲示物や給食日より周知した。 市栄養士が公立園と一部私立園の5歳児に対して出前食育講座を開催し、児自らが食と栄養への理解を深めることができるよう努めた。	地場産食材の給食への活用は、地域や園によって、使用可能な食材品目や量に差がある。 出前食育講座では、児が食事と体の働きについて学び「自分で食を選ぶ力」をつけていくことにつながった。	今年度も引き続き、給食での地場産物の利用の促進、園での食育活動、保護者への啓発を実施する。
			農業振興課	継続	令和4年度の事業を継続して実施する。	A	市内の小中学校に対して坂井市産コシヒカリ等を提供し、ごはん給食の推進を図った。 また、市内の保育園に対しても、坂井市産コシヒカリを月1回提供し、毎月18日の「お米の日」にごはん給食を実施することで、地元産ごはん食の啓発を行った。	市内の小中学校すべての給食において、坂井市産コシヒカリ等が使用され、また、保育園児からも「もつと食べたい」との声が上がっており、ごはん食に対する関心が高まっている。	令和4年度の事業を継続して実施する。
			学校教育課	継続	今年度も引き続き、味覚の授業(だしの授業)を実施して、食育の推進を実施する。また、地場産食材や伝統料理を献立に入れ、食への興味を引き出す工夫をしていく。	A	栄養教諭等による食に関する指導の充実に取り組んだ。 特に、市内小学5年生の全クラスにおいて、味覚の授業(だしの授業)を実施した。 毎月1回程度地場産食材を取り入れた給食を提供した。	生産量の減少や農作物の不足により、地場産食材の使用に苦労した。安定供給や価格の面で使用できる食材が限定され頭打ちとなっている。	今年度も引き続き、味覚の授業(だしの授業)を実施して、食育の推進を実施する。 また、地場産食材や伝統料理を献立に入れ、食への興味を引き出す工夫をしていく。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (1) 家庭における子育て力の向上 - ① 親育ちへの支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
54	パパママレッスン (両親学級)	妊婦とその家族を対象として、妊娠中及び出産後の健康管理・育児について学ぶ場や、妊婦同士・父親同士が交流を持つ場とする。	健康増進課	継続	Bコースについては、回数を3回から5回に増やして実施し、妊婦とその家族が安心して妊娠・出産・子育てができるための知識の普及や父親の育児参加を勧める。	A	参加者数：延べ120人	実施回数を増やし、夫の参加者数が増加し、全体の参加者数も増加した。 Aコースでは、助産師と栄養士による妊娠・出産・産後の健康管理や栄養について知識普及を図った。 Bコースでは、男性講師による育児体験や父親目線の育児サポートについて話し、夫婦で育児をすることの大切さを伝えた。	妊婦とその家族が安心して妊娠・出産・子育てができるための知識の普及や父親の育児参加を勧めるため、体験講座などを増やして実施する。 講座内容の動画配信を検討する。
55	妊婦・新生児・乳幼児等訪問指導	妊婦・新生児・乳幼児等については早期支援が必要な者等を訪問する。産婦・乳児については生後4か月までに連絡を取り家庭訪問を実施し、対象者の健康管理、子育て支援を行う。	健康増進課	継続	妊娠前から支援が必要な場合には妊娠前から訪問を実施し、産後も早期に家庭訪問を実施し、家庭状況の確認や母親の心身状態の確認、育児指導等を実施する。	A	赤ちゃん訪問件数：515件(95.0%) 養育支援訪問件数：延べ51件	妊婦や乳児の家庭訪問を実施し、妊娠期の不安や心身状態の確認、児の発育発達、母親等の心身状態や育児不安等を確認し、必要な知識の普及、情報提供を行った。	妊娠前から支援が必要な場合には妊娠前から訪問を実施し、産後も早期に家庭訪問を実施し、家庭状況の確認や母親等の心身状態の確認、育児指導等を実施する。
56	離乳食相談	乳児期の食の特徴や大切さを伝え、離乳食を進めていく中で保護者の不安解消ができるよう助言等を行う。	健康増進課	継続	離乳食でつまづきやすい時期を踏まえ、集団や教室を通して相談指導を行い、保護者の不安軽減に努める。 離乳食レシピや講座資料、食べさせ方などを動画配信し、正しい知識の普及や不安軽減を行う。	A	育児相談での離乳食前期相談：530組 歯と離乳食の相談会での離乳食後期相談：78組 すくすく食活レッスン(離乳食初期編・中期編・後期編等)動画を作成、配信し、正しい知識の普及を図った。	離乳食を進めるうえで不安の多い内容を中心に栄養相談を行った。 離乳食の進め方のポイントや食べさせ方などの動画を作成、配信し正しい知識の普及を行った。	離乳食でつまづきやすい時期を踏まえ、集団や教室を通して相談指導を行い、保護者の不安軽減に努める。 離乳食レシピや講座資料、食べさせ方などを動画配信し、正しい知識の普及や不安軽減を行う。
57	栄養相談・栄養指導の実施	子どもの成長や将来の生活習慣病予防の観点から、乳児期の栄養指導を保護者も含めて各種保健事業やイベントで実施し、あわせて電話相談も行う。	健康増進課	継続	引き続き保健事業と併せて実施し、保護者の不安軽減に努める。	A	保健事業と併せて実施した。 妊婦栄養教室(パパママレッスン)19人 1歳6ヶ月児栄養相談 227人 3歳児栄養相談 149人 子育て支援センター相談 34人 個別相談(電話相談等) 78人	前年度に比べ、個別相談件数が多かった。 1歳6か月児や3歳児栄養相談は、個別対応で対象者に合わせた指導を行った。 離乳食や幼児食についての知識の普及、情報提供を行い母親の不安軽減に努めた。	引き続き保健事業と併せて実施し、保護者の不安軽減に努める。
58	心の家庭教育支援事業	元保育士や元教員等、地域の子育て経験者による「坂井市家庭教育支援チーム」で、児童や保護者相談会の開催、子育て情報に関する広報誌の発行等を行い、家庭教育力の向上を図る。また、支援員のスキルアップとして、専門講師による家庭教育に関する相談対応の研修会を行う。	生涯学習スポーツ課	継続	新型コロナウイルス感染症への対応をしながら、子ども相談室の定期的な開催と保護者相談を開催する。また、支援員の研修を行い、保護者相談や子ども相談室への対応のスキルアップを図る。広報誌の作成やホームページへの掲載など、活動の積極的な周知に努める。	A	【子育て講座】 小学校を中心に多くの保護者が集まる機会(就学時健診時等)を活用して、家庭教育についての学習機会を提供した。(3校) 【家庭教育支援チーム】 元教員、元保育士・子育て経験者などで結成し、子ども相談室や保護者相談などを通して家庭教育の支援を行った。 【広報誌の発行】 子育てに関する情報やアドバイス等を掲載した広報紙「ほやほや」を年4回発行した。	子ども相談室で気づいた点を学校と共有する際、忙しい学校現場とどのように連携するかが課題である。 また、相談の場に出向く保護者が少ないため、支援員側から機会を捉えることが必要であり、今後も保護者会など保護者の集まる場所へ向いての相談活動や周知に力を入れていきたい。	新型コロナウイルス感染症への対応をしながら、子ども相談室の定期的な開催と保護者相談を開催する。 また、支援員の研修を行い、保護者相談や子ども相談室への対応のスキルアップを図る。 広報誌の作成やホームページへの掲載など、活動の積極的な周知に努める。
59	育児講座の開催	子育て支援センターや各保育所(園)等において、保護者や地域の人たちの参加のもと、育児不安感を解消するために子育てに関する研修を行う。	子ども福祉課	継続	引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しながら育児講座を開催し、保護者の育児不安を解消できるよう努める。	A	地域子育て支援拠点施設(6か所)で実施した。 公立 三国・丸岡・坂井子育て支援センター 民間 ハーツきつずはるえ もみじアソビノサロン キッズハウスゆり 講座等 583回、6,850人	公立の子育て支援センターおよび民間委託の事業所でそれぞれ、子育てマイスターを活用した講座等を実施した。 新型コロナウイルス感染症対策の継続により、時間や人数の制限はあったものの、令和3年度よりも回数・参加人数が多くなった。	新型コロナウイルス感染症に注意しつつ、引き続き育児講座を開催し、保護者の育児不安を解消できるよう努める。
			保育課	継続	引き続きコロナ禍の状況を見ながら、育児講座の開催となるため、状況を見つづけて育児講座を開催する。	C	【保育施設】 公私立保育園33園中、6園で実施 実施回数 25回 参加人数 379名	コロナ禍により実施できない園もあったが、ニーズに応じて実施した園もあった。	保護者のニーズに合わせた育児講座を、コロナ前の状況に戻しながら開催し、育児不安を解消できるよう努める。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (1)家庭における子育て力の向上 - ①親育ちへの支援 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
60	思春期教室	小中学生を対象に、性教育や命の大切さについて学習する機会とする。	健康増進課	継続	引き続き、市内の中学校において思春期教室の希望を募り、身体的・精神的に変化の著しい思春期を迎える中学生に対して生命の大切さ等を伝える。	B	3校(各校1回)実施 参加者数992人	例年どおり市内5か所の中学校に希望を募って実施し、思春期のからだの変化や出産や命の大切さについて啓発した。	市内の中学校において、思春期教室の希望を募り、思春期における心身の変化や生命の大切さ、感染症等を伝える。
61	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担を見直し、家事や育児等あらゆる面で男女の共同参加が進むように、幼少期から大人まで出前講座等を通して意識啓発に努める。	結婚応援課 (旧男女共同参画推進室)	継続	学童期から男女共同参画の意識を育むことができるよう、新型コロナウイルス感染症対策をいっつ計画的に出前講座等を実施していく。また、様々なイベントの機会をとらえて、啓発活動に取り組む。	B	市内施設での街頭啓発を2回、市内コミュニティセンターでのパネル展を2回実施した。11月23日にユリウム春江にて「ゆりの里DEかぞくデイ」を実施し、延べ500人が訪れた。父親の家事・育児への参画機会として「パパといっしょにおべんと塾」を全3回実施した。「赤ちゃんとおつながるオンライン交流会」を4中学校で実施し、計653人の生徒が参加した。	街頭啓発等では幅広い層に男女共同参画の啓発を行うことができた。「ゆりの里DEかぞくデイ」では、男女が互いに協力し、家事・育児に参加することの必要性を実感し、「パパといっしょにおべんと塾」「赤ちゃんとおつながるオンライン交流会」では、男女共に家庭を支える意識醸成や子どもを産み育てることの大切さに気づきかけをつくることができた。今後も引き続き、地域等と協力し男女共同参画を啓発を行う。	学童期から男女共同参画の意識を育むことができるよう、積極的に出前講座等を実施していく。また、様々なイベントの機会をとらえて、啓発活動に取り組む。「赤ちゃんとおつながるオンライン交流会」は、R5年度は対面とし、従来の「赤ちゃん抱っこ交流会」を実施していく。
62	父親の子育て推進事業	父親がより積極的に子育てにかかわるよう、啓発のためのパンフレット・小冊子を配布し、意識の向上を図る。	健康増進課	継続	引き続き、父親も積極的に育児に参加できるような内容の教室の開催やパンフレット等の配布を実施していく。	A	パパママレッスンBコース参加者のうち父親参加率: 83.1%	妊娠届出時やパパママレッスン参加時に父親の子育てに関するパンフレット等を配布し、父親も積極的に育児に参加できるよう意識向上に努めた。また、パパママレッスンBコースは男性講師による育児体験や父親目線の育児サポートについての内容で実施し、父親の参加率も高い傾向にある。	引き続き、父親も積極的に育児に参加できるような内容の教室の開催やパンフレット等の配布、育児休業の利用意向確認を実施していく。
63	坂井市地域子育て世代交流活動事業	地域の親子及び3世代間交流活動を通して、子どもが健やかに育つことを目的とする自主的団体の活動を支援する。	子ども福祉課	継続 R5変更	令和3年度末で事業終了。	E	R3年度末で補助事業を廃止し、事業終了。	R4年度末に第2期坂井市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、R5・6年度の施策を削除済み。	
64	子育てサークルへの支援	子育てをする親同士が、お互いに助け合えることができる子育てサークルの活動を多面的に支援する。	子ども福祉課	継続	子育てをする親同士が助け合い、楽しく子育てできる環境を維持するため、引き続きサークル活動を支援する。	A	子育てサークルへの活動支援 1件 さかいママ&キッズクラブ 年10日間活動、参加人数延べ231人	坂井子育て支援センターにて、「さかいママ&キッズクラブ」が行うイベント(公園で遊ぼう、フリーマーケット、お楽しみ会等)に対し、支援を行った。	子育てをする親同士が助け合い、楽しく子育てできる環境を維持するため、引き続きサークル活動を支援する。

2 家庭が笑顔で育つまち - (1)家庭における子育て力の向上 - ②相談体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
65	ひとり親家庭等に対する自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭が抱える様々な相談に応じるとともに、自立できるための支援を行う。	子ども福祉課	継続	母子父子自立支援員・福祉総合相談室と連携しながら、さまざまな問題に対処し、自立支援を行う。	A	相談件数 延べ 92件	ひとり親家庭が抱えるさまざまな相談に応じるとともに、自立に向けての支援を行った。	母子父子自立支援員・福祉総合相談室と連携しながら、さまざまな問題に対処し、自立支援を行う。
66	子どもと女性に対する相談事業	家庭相談員と女性相談員を配置して情報を共有しながら、児童虐待やDV被害等の様々な相談に対応する。	子ども福祉課	継続	引き続き、家庭相談員、ひとり親自立支援員、女性相談員、その他関係機関と情報を共有しながら、包括的な支援を行う。	A	女性相談件数 延べ 394件 (うちDV相談 209件) 児童相談件数 81件	前年度と同程度の相談に対応し支援に努めた。家庭相談員と女性相談員が情報共有することで迅速な相談対応ができた。また、庁内関係課との連携による支援ができた。	引き続き、家庭相談員、ひとり親自立支援員、女性相談員、その他関係機関と情報を共有しながら、包括的な支援を行う。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (1)家庭における子育て力の向上 - ②相談体制の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
67	子育てほっとメール & 電話相談事業	妊娠・出産・育児の悩みに対する相談に対応する。	健康増進課	継続	引き続き、妊娠・出産・子育て等の不安に対して、メールや電話等において対応し、関係機関と連携しながら支援を継続していく。	A	メール相談件数:延べ14件 電話相談件数:延べ168件	子育て世代包括支援センターにおいて、メールや電話にて各種相談に応じている。また、関わりの中で継続的な支援が必要な者については、直接面接ができるよう働きかけている。	引き続き、妊娠・出産・子育て等の不安に対して、メールや電話等において対応し、必要時間関係機関と連携しながら支援を継続していく。
68	#8000子ども救急医療電話相談	休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、看護師が電話相談を行う。	健康増進課	継続	引き続き、県が行っている夜間休日の子ども救急医療電話相談事業について、赤ちゃん訪問時にパンフレットを配布し周知していくことで、安心して子育てができるよう支援していく。	A	県が行っている夜間休日の子ども救急医療電話相談事業について、赤ちゃん訪問時にパンフレットを配布し周知に努めた。	夜間休日における子どもの急病時に、どう対処したらよいかを電話相談できることを周知し、安心して子育てができるよう支援を行った。	引き続き、県が行っている夜間休日の子ども救急医療電話相談事業について、赤ちゃん訪問時にパンフレットを配布し周知していくことで、安心して子育てができるよう支援していく。
69	子育て世代包括支援センターの充実(利用者支援事業) 【変更前】 (子育て世代包括支援センターの充実)	基本型の事業として、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談等を行う。母子保健型の事業として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談・支援等を行う。また、とくに重層的な支援として、関係機関との連絡・調整や連携、協働の体制を推進する。 【変更前】 (妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う。)	健康増進課	R2拡充 R5変更	引き続き、妊娠期から子育て期にわたり、包括的なサービスを切れ目なく提供する為のマネジメントを実施する。妊娠届出時からの実情の把握、各種相談に応じ必要な情報を提供・助言、支援プラン策定、関係機関と連携を行う。	A	支援プラン作成数 妊婦:257件 産婦:7件 乳幼児:7件 医療機関との情報連携 気がかり妊婦・親子連絡票:受信40件 発信2件 未熟児連絡票:受信23件	妊娠届出時の個別面接で丁寧聞き取りを実施し、特に支援が必要な者については支援プランを作成し、妊娠中から電話や訪問等において支援を開始し、関係機関と連携しながら切れ目ない支援を実施している。	引き続き、妊娠期から子育て期にわたり、包括的なサービスを切れ目なく提供する為のマネジメントを実施する。妊娠届出時からの実情の把握、各種相談に応じ必要な情報を提供・助言、支援プラン策定、関係機関と連携を行う。
			子ども福祉課	R2拡充 R5変更	引き続き、健康増進課との連携により利用者支援事業を行い、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に対応する。	A	利用者支援専門員の配置 2名 相談件数 466件	支援専門員2名を配置し、育児や子供の発達、学校関係、家族関係等の各種相談に対応し、利用者に適切な支援サービスの提供、利便性を図った。窓口だけではなく、保育所・児童クラブへ出向きの相談にて対応した。健康増進課をはじめ、関係機関との連絡調整を実施した。	引き続き、健康増進課との連携により利用者支援事業を行い、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に対応する。
70	子ども家庭総合支援拠点の設置	支援拠頭に専門職員を配置し、子どもと家庭、妊娠婦等を対象に、福祉に必要な包括的・継続的な支援を行う。	子ども福祉課	R2拡充	導入した相談システムを本格的に運用し、関係機関との情報共有の効率化を図る。専門職員の課内に配置により、相談員との連絡調整をより活発化させ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目指す。	A	児童相談システム登録件数 643件	家庭相談員や女性相談員など必要な専門の相談員を課内に配置し、児童相談システムに登録した事案について日々情報を蓄積し、関係機関との情報共有を図った。子育て世代包括支援センターとの横断的連携によって一体的な支援が可能となった。	引き続き、児童相談システム運用にて関係機関との情報共有の効率化を図りつつ、専門職員の課内配置により、相談員との連絡調整をより活発化させ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目指す。
139	こども家庭センターの設置	子ども及び妊娠婦の福祉並びに子どもの健全育成のための支援を円滑に行う体制の整備を検討する。子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等に加え、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援を行う。	健康増進課	R5新規					令和6年4月設置に向けて、機能や人員配置、必要なシステムなどの検討を図る。
			子ども福祉課	R5新規					こども家庭センターの令和6年4月1日設置を目標に体制整備を行う。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

[R4評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (1)家庭における子育て力の向上 - ③情報提供体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
71	情報発信の推進	ICTを活用して子育て世帯への情報発信や保護者や関係者との情報交換等を推進する。	健康増進課	継続	引き続き、妊娠届出時や母子保健事業時に子育てアプリのちらしを配布し、広く周知していく。	B	妊娠届出時や出生届出時、5～6か月児育児相談時、幼児健診時に、子育て支援アプリや妊娠期の食事や離乳食の動画配信について周知を図った。 妊娠届出時に、子育てガイドを配布し、各種制度や相談機関の周知を行った。	子育て支援アプリの活用や利便性について周知が必要である。 妊娠期や子育てに関する情報をまとめたガイドを活用しやすいものに見直していく。	子育て支援アプリや坂井市LINEを活用した情報発信を拡充していく。 妊婦や保護者が妊娠期や育児に必要な情報を確認できるよう子育てガイドやホームページの内容を見直す
			子ども福祉課	R2追加	引き続き、子育て支援アプリ「すくすく坂井っ子」の管理運用を行い、子どもをもつ保護者へ情報提供を行うとともに、アプリ登録者へ特典を付与することで、利用者の利便性を図る。	A	子育て支援アプリ「すくすく坂井っ子」の管理運用 累計ユーザー数 1,270人 地域行政ポイントの付与 累計付与数 136人(500ポイント1回限り)	妊娠から出産・子育てをサポートするアプリ「すくすく坂井っ子」の管理運用を行い、子どもをもつ保護者への情報提供を行った。 また、アプリ登録者に対する特典として、希望者に対し地域行政ポイントの付与(引換券の送付)を行った。	引き続き、子育て支援アプリ「すくすく坂井っ子」の管理運用を行い、子どもをもつ保護者へ情報提供を行うとともに、アプリ登録者へ特典を付与することで、利用者の利便性を図る。
			保育課	継続	公立園において引き続き保育士の学習会でのICTシステム利活用の研究を行っていく。保護者への情報交換等は、モデル園での実証を開始する。	A	公立園2施設において無線LAN環境の改善を実施した。	保育士の学習会で、ICTシステムの活用について定期的に研修を行った。	公立園において引き続き保育士の学習会でのICTシステム利活用の研究を行っていく。 保護者への情報交換等は、モデル園での実証を開始する。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (2)子育てと仕事の両立支援 - ①働き方の見直し・啓発

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
72	育児・介護休業制度の周知啓発	福井労働局・県等が発行する制度周知のためのリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	商工労働課	継続	引き続き情報提供を行う。	B	福井労働局、県などが発行する制度周知のためのリーフレット等を商工労働課横のパンフレットスタンドに設置し周知した。	庁内の配架先が限られている上、来庁者がリーフレットを手取ることは少ない。	引き続き情報提供を行う。
73	ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と仕事以外の子育てや介護、地域活動等をバランスよく調和させて暮らすことができるよう、社会全体で働き方や家庭生活を見直すための意識啓発を行う。また、企業に向けても、父親が育児休業を取得しやすい職場風土作りへの取り組みを推進する。	結婚応援課(旧男女共同参画推進室)	継続	イクボス宣言企業における女性活躍や働き方改革の取り組みを後押しする事業を継続して実施していくとともに、男性も育児に参加しやすい環境づくりを進めていけるよう、様々な制度やサービス等について周知・情報提供していく。	B	働き方改革と従業員のワーク・ライフ・バランスを推進する「イクボス宣言企業」が、令和4年度は2社加わった。7月26日にはこれからの働き方を考える機会として先進事例の紹介を目的とした「イクボスデー」を開催し、講演会やトークセッションなどを行った。	継続してイクボス宣言企業の普及、推進に努めていく必要がある。	イクボス宣言企業における女性活躍や働き方改革の取り組みを後押しする事業を継続して実施していくとともに、男性も育児に参加しやすい環境づくりを進めていけるよう、様々な制度やサービス等について周知・情報提供していく。

2 家庭が笑顔で育つまち - (2)子育てと仕事の両立支援 - ②雇用の促進・就労の支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
74	職業訓練の周知・紹介	県等が実施している能力開発講座のリーフレット等の窓口設置、問い合わせ等への対応による周知をする。	商工労働課	継続	引き続き情報提供を行う。	B	職業訓練のための能力開発講座のリーフレット等を商工労働課横のパンフレットスタンドに設置し周知した。	庁内の配架先が限られている上、来庁者がリーフレットを手取ることは少ない。	引き続き情報提供を行う。
75	男女共同参画に配慮した雇用に関する啓発活動の推進	男女雇用機会均等法に基づく制度に関するリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	商工労働課	継続	引き続き情報提供を行う。	B	男女雇用機会均等法に基づく制度に関するリーフレット等を商工労働課横のパンフレットスタンドに設置し周知した。	庁内の配架先が限られている上、来庁者がリーフレットを手取ることは少ない。	引き続き情報提供を行う。
76	求人情報の提供	ハローワークが毎週発行する求人情報を本庁ロビーや支所窓口等に掲示し、情報提供する。	商工労働課	継続	引き続き情報提供を行う。	A	毎月定期的にハローワークより送付される求人情報を市役所アトリウム、商工労働課横のパンフレットスタンドに設置した。	毎月定期的にハローワークより送付される求人情報を市役所アトリウム、商工労働課横のパンフレットスタンドに設置した。	引き続き情報提供を行う。
77	産休・育休明けの円滑な就労・再就職への支援	妊娠中・育休中から、職場復帰や求職活動の目処がつけられるよう、前年度中に保育所入所手続きを実施する。	保育課	継続	継続して妊娠中・育休中から、保育園入園希望の前年度から入所申込みの受付を実施する。	A	公立16園、私立17園の入所申込み受付において、妊娠中・育休復帰予定の保護者の保育園入所手続きを実施した。 R4年度市内園新規入所申込実績 0歳児:383名 1歳児:197名 2歳児:78名 3歳児:33名 4歳児:11名 5歳児:8名	前年度中に保育所入所手続きを実施し、育休明け職場復帰や求職活動を開始の際に、安心して子どもを預けられる環境を作る事ができた。	継続して妊娠中・育休中から、保育園入園希望の前年度から入所申込みの受付を実施する。
78	就労支援事業(生活保護受給者等就労自立促進事業)	労働局・ハローワークと坂井市(所管:福祉総合相談室)との協定等に基づく連携を基盤に、ワンストップ型の就労支援体制を整備し、児童扶養手当受給者等を対象に、就労による自立支援を図る。	福祉総合相談課(旧福祉総合相談室)	R2新規	引き続き、福井公共職業安定所および三国公共職業安定所との締結に基づき、ハローワークとの連携により当該事業を実施するが、本市においても、子ども福祉課と福祉総合相談室が緊密な連携を図り、より実効的な就労支援を実施する。	B	福井公共職業安定所および三国公共職業安定所との締結に基づき、本市とハローワークのいずれの機関も当該制度を意識、有効活用し、適切に就労支援を実施することができた。	現状の体制とハローワークとの関係性を維持していくことが課題である。	本市とハローワークの連携協力体制をより強固なものとするため、コロナにより中断していた連携会議を開催する。
			子ども福祉課	R2新規	引き続き関係機関と連携して就労支援体制を維持し、児童扶養手当受給者への就労支援を行い、就労件数を増加させる。	A	児童扶養手当受給者数に対して、就労相談に応じた。 相談件数 5件 相談結果 ハローワークを通して就労した件数 1件 その他関係機関を通しての就労件数 1件 未就労件数 3件	児童扶養手当受給者に対し、就労の相談を受け、ハローワークと連携して、1名の就労につなげた。	引き続き関係機関と連携して就労支援体制を維持し、児童扶養手当受給者への就労支援を行い、就労件数を増加させる。
79	坂井市企業キャリア支援事業補助金	坂井市内の企業において、非正規雇用労働者を正規雇用し転換した場合や育児休業取得者を原職等に復帰させた事業者に対して支援する。	商工労働課	R2新規	引き続き情報提供を行う。	B	令和4年度実績 正規雇用転換:10名(補助額:2,500,000円)	育児休業取得者の代替要員確保での補助制度利用が少ないため、制度の周知を引き続き行っていく必要がある。	引き続き情報提供を行う。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

[R4評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち — (3)特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 — ①専門的支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
80	ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金事業	雇用保険法による教育訓練給付を受給できないひとり親家庭の親が、指定教育訓練を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給する。	子ども福祉課	継続	窓口業務やひとり親相談、児童扶養手当更新の際などで制度の周知を図る。	C	給付人数 1名	R3実績なしに対して、R4は申請が1件であった。	窓口業務やひとり親相談、児童扶養手当更新の際などで制度の周知を図る。
81	高等職業訓練促進給付金等支給事業	経済的な自立を目指すひとり親に対して、専門的な資格取得のための修学期間における生活費を支援する。	子ども福祉課	継続	窓口業務やひとり親相談、児童扶養手当更新の際などで制度の周知を図る。	B	給付人数 1名 訓練促進給付金 846,000円(70,500円/月)	継続で申請のあった1名に対し、訓練促進給付金を支給した。	窓口業務やひとり親相談、児童扶養手当更新の際などで制度の周知を図る。
82	日常生活用具給付事業	在宅の障がいのある子どもに対し、日常生活が円滑に行われるよう、日常生活用具の給付や貸与を実施する。	社会福祉課	継続	業者と連携しながら障がい児の日常生活活動の補助し、福祉を増進に資するための援助を継続する。	A	日常生活用具 101件 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具 0件	障がいのある子どもに対し、日常生活が円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を適切に実施した。	業者と連携しながら障がい児の日常生活活動の補助し、福祉を増進に資するための援助を継続する。
83	補装具費支給事業	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付や、修理等を行う。	社会福祉課	継続	障がい児が将来社会人として自立生活するための素地を育成助長するため、適切な支給を継続する。	A	購入 24件 修理 17件	身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付、修理等について適切に実施した。	障がい児が将来社会人として自立生活するための素地を育成助長するため、適切な支給を継続する。
84	特別支援教育就学援助事業	小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を補助する。	学校教育課	継続	対象児童生徒の保護者に対し、家庭状況に応じて経済的負担の軽減を図るため必要な援助を行う。	A	小・中学校の特別支援学級で学ぶ保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて経済的負担の軽減を図ることができた。	基準に基づき審査を行い、対象経費区分における限度額内で適正に支給する。	対象児童生徒の保護者に対し、家庭状況に応じて経済的負担の軽減を図るため必要な援助を行う。
85	日中一時支援事業(地域生活支援事業)	日中、障がいのある子どもを一時的に預かることにより、日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護の一時的軽減を図る。	社会福祉課	継続	障がい児童の受入れ先の確保について、放課後等デイサービス事業とも情報交換しながら確保に努める。	A	令和4年度実績(3月末現在)：受給者数15人	障がいのある子どもを一時的に預かることで、日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護の一時的軽減を図った。放課後等デイサービス等への移行や併給する利用者もいる。	障がい児童の受入れ先の確保について、放課後等デイサービス事業とも情報交換しながら確保に努める。
86	相談支援事業(地域生活支援事業)	障がいのある子ども、その保護者、介護者等からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、必要な情報提供の支援を行う。	社会福祉課	継続	障がい児相談の体制整備について、引き続き総合支援協議会で協議する。	A	坂井地区障害児者総合支援協議会で、障がい児の相談体制の向上等について協議した。	障がい児サービスのニーズは年々増加しているが、対応する特定相談員が不足している。適正でスムーズなサービス提供のため、委託相談支援事業所と協力し、相談支援を行った。	障がい児相談の体制整備について、引き続き総合支援協議会で協議する。
87	特別支援学校通学事業	坂井市内から特別支援学校に通学する児童生徒に対して通学バスを運行し、就学支援を行う。	社会福祉課	継続	福井大学附属特別支援学校の児童生徒は県営通学バスの利用はできないため、福大附属特別支援学校では現通学バス利用者が高等部を卒業するまで学校独自の通学バスを運行をすることになった。その運行費用の一部を補助し、児童生徒の通学支援を行う。	A	利用した児童生徒：5人 運行日数：192日	令和4年度より市バスを利用して福井大学附属特別支援学校生徒は、特別学校所有のバスを利用することとなった。大雪による臨時休校や新型コロナウイルス感染でバスの利用が無かった日を除き、計画通り運行された。	燃料費を含めた物価高騰の影響がある中、福井大学附属特別支援学校へ引き続きバス通学ができるよう、学校と協議しながら、児童・生徒の通学支援を継続する。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (3)特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 - ①専門的支援の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
88	気になる子のフォロー体制の充実	保育所(園)等、幼稚園、小学校、中学校へと切れ目なくつながる、保健・医療・福祉・教育の連携による子どものフォロー体制の構築に努める。	健康増進課	継続	引き続き、気になる子についての情報を関係機関と共有し、支援方法等を検討する。また、関係機関が集まってフォロー体制の構築に努める。	A	幼稚園や教育委員会等と連携し、園長会や各種相談会、幼児健診等にて気がかりな子の情報を共有し、随時個別に支援方法等について検討している。	発達相談会や幼児健診等で気がかりな子がいた場合には、幼稚園や関係機関と連携し、関わり方や発達の確認を行い、フォロー体制の構築に努めている。	引き続き、気になる子についての情報を関係機関と共有し、支援方法等を検討する。また、関係機関が集まってフォロー体制の構築に努める。
			子ども福祉課	継続	引き続き関係機関と連携をとり、情報共有をしながら支援に努める。	A	教育支援委員会出席回数 6回 保育園から報告を受けた気がかりな子(5歳児) 78人	連携の機会を持つことで、関係機関との情報共有がしやすくなり、早期に対応し、適切な支援を行うことができた。	引き続き関係機関と連携をとり、情報共有をしながら支援に努める。
			学校教育課	継続	各関係機関と包括的に情報共有をし、児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応のため支援体制の充実を努める。	A	児童虐待やヤングケアラーなどの早期発見、早期対応に努め、把握した場合は適切に関係機関に繋げた。 教育支援委員会で審議された児童生徒については保護者を交えた支援の引継ぎの会議をもち、切れ目ない支援を行うことができた。	支援の引継ぎについては、保護者理解を得る必要がある。 関係機関と連携しより良い支援にむけて情報共有を行う。	各関係機関と包括的に情報共有をし、児童虐待やヤングケアラーの早期発見、早期対応のため支援体制の充実を努める。 また、障がいをもつ児童、生徒の支援の引継ぎの体制を整える。
89	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう保健・医療・福祉・教育等の関係機関が地域の課題や対応策について協議の場を設け、連携体制の構築を図る。	社会福祉課	継続	県の支援センター設置の動向をみながら、医療的ケア児協議会を開催する。また、児童部会と連携しながら支援体制の構築に向けて推進していく。	C	坂井地区障害児者総合支援協議会の児童部会の中で、共有し意見交換した。	医療的ケア児コーディネーター有資格者は増加しているが、更なる配置と支援体制構築が必要である。 (R4医療的ケア児コーディネーター有資格者：坂井地区内8名)	医療的ケア児者支援センターと連携し、協議の場を設け、コーディネーターの活用の仕方を検討していく。
			健康増進課	継続	関係機関との連携を密にし、今後の支援体制について検討する。	B	R2から引き続き医療的ケア児(1件)の相談を継続し、母子支援を実施している。	関係機関が集まり、支援方法について検討する機会も必要と感じる。	関係機関との連携を密にし、今後の支援体制について検討する。
			子ども福祉課	継続	児童部会等関係機関と連携を図り、医療的ケア児の支援体制について検討していく。	C	児童支援部会 2回/年	児童支援部会に参加し、関係機関と支援体制について情報共有を行うことができた。	児童部会等関係機関と連携を図り、医療的ケア児の支援体制について検討していく。
			保育課	継続	希望する保育園等での医療的ケア児の受入体制の整備を引き続き進めていく。	A	公立園において1名医療的ケア児を受け入れた。	保育課と受入園、看護師、保護者、児童福祉施設が連携し、医療的ケア児の生活支援の向上を図った。	希望する保育園等での医療的ケア児の受入体制の整備を引き続き進めていく。
			学校教育課	継続	校区内に通学を希望する医療的ケアが必要な児童・生徒の支援、受入体制について、話し合いの場を持てるよう、検討する。	A	校区内に通学を希望する医療的ケアが必要な児童・生徒がいなかったことから、協議することがなかった。	医療的ケアが必要な児童・生徒がいる場合には、病院内にある学校において、治療をしながら学習をしている。	校区内に通学を希望する医療的ケアが必要な児童・生徒の支援、受入体制について、話し合いの場を持てるよう、検討する。
90	子どもの貧困対策	すべての子どもが夢や希望を持ち成長していけるよう、教育支援・生活支援・保護者の就労支援・経済的支援等、包括的に実施する。	福祉総合相談課(旧福祉総合相談室)	R2新規	三国、春江、坂井の生徒が当事業を利用しやすくなるよう、巡回車両による送迎等を検討・実施する。	B	学習支援事業において、三国、春江、坂井の生徒が利用しやすくなるよう、巡回車両による送迎等を開始した。	令和4年度の開催会場が丸岡町であったため、依然として三国町の生徒が利用しにくい状況がある。	令和5年度の開催会場を本市のセンターである坂井町に移転し実施する。 坂井町以外の生徒については、より利用しやすい環境となるよう送迎支援を継続実施する。
			子ども福祉課	R2新規	子どもが健やかに成長するため、関係機関と連携し、情報共有しながら個別に応じた支援を行う。必要に応じ、子どものみではなく世帯全体の支援を行う。	B	支援を必要としている家庭に対し、各種情報の提供を行い、必要に応じて社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら支援を行った。	支援を必要としている家庭に対し、各種情報の提供を行い、必要に応じて社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら支援を行った。	子どもが健やかに成長するため、関係機関と連携し、情報共有しながら個別に応じた支援を行う。 必要に応じ、子どものみではなく世帯全体の支援を行う。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち — (3)特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 — ①専門的支援の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
91	重層的支援体制の推進 【変更前】 【変更前】 【変更前】 【変更前】 【変更前】 【変更前】 【変更前】 【変更前】	子ども及び子どものいる世帯全体の複雑化・複合化した個々の多様な相談を受け止め、相談者に伴走するとともに、分野を超えて多機関と協働し、重層的に支援を届ける体制を推進する。 【変更前】 （坂井市における「地域共生社会」の実現に向け、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制作りを推進する。 多機関がかかわる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないような支援体制を構築する。）	健康福祉部社会福祉課	R2新規 R5変更	子どもも含め、地域における相談先の充実に努める。また地域の生活課題の把握とその課題解決に向け、総合支援協議会等で取組むことができるよう努める。	B	坂井地区障害児者総合支援協議会の児童支援部会や相談支援部会、課題整理をし、関係機関で情報共有、意見交換をした。	相談支援事業所、児童福祉施設、行政で地域課題の整理をすることができた。今後は、課題の解決に向けて取り組むことが必要。	子どもも含め、地域における相談先の充実に努める。また地域の生活課題の把握とその課題解決に向け、総合支援協議会等で取組むことができるよう努める。
			健康福祉部福祉総合相談課 (旧福祉総務課)	R2新規 R5変更	引き続き、関係各課・機関の参加による会議を継続するとともに、子どもが居る世帯特有の生活課題等の把握し、多機関による支援を推進する。	C	包括化推進員を中心に関係各課・機関の参加によるさかまる会議を開催し、多機関による支援を推進した。	包括化推進員の異動により多機関連携が停滞する恐れがあることから、永続的に機能する体制への見直しを求められる。	令和5年度から包括化推進員を各課に配属するなど、より課同士の連携をスムーズに図れるよう体制見直しを行う。
			健康福祉部高齢福祉課	R2新規 R5変更	引き続き子育て世代の課題についても問題共有を行うとともに、子ども・子育ての相談から、それにかかわる高齢者の課題に結びつくこともあるため、連携した相談支援を行う。	B	地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者の相談支援に努め、複合的な課題を持つケースについてはさかまる会議の場を活用したり、必要時間関係機関と連携を取り支援を行った。子ども・子育て関係機関との連携 6ケース	子ども子育て関係機関と連携し、生活課題が複合化したケースに関わり、地域包括支援センターとともにケースに応じた支援を行った。	引き続き子育て世代の課題についても問題共有を行うとともに、子ども・子育ての相談から、それにかかわる高齢者の課題に結びつくこともあるため、連携した相談支援を行う。
			健康福祉部健康増進課	R2新規 R5変更	子育て世代包括支援センターにおける課題を基に、関係機関と会議に参加し、多機関がかかわる体制作りの構築に努める。	B	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出の面談で、必要な人には支援プランを作成し、プラン検討会や関係機関との連携により、支援方針を立て、妊娠期から子育てにわたる継続的な支援を行った。妊娠期から子育てにわたる情報、制度、支援機関をまとめたガイドを作成した。	関係各課や関係機関の役割を理解し、適切な情報共有と連携により、包括的な支援ができるような体制を強化してしていく必要がある。	妊婦や保護者が妊娠期や育児に必要な情報を確認できるよう子育てガイドを見直す。妊娠期のアンケートや電話や面談、各相談を通して、妊婦や保護者の不安を受け止め、切れ目のない支援ができるよう、情報共有やマネジメント機能の体制を強化する。
			健康福祉部保険年金課	R2新規 R5変更	国民健康保険資格証明書に該当した世帯に18歳未満(18歳に達した日以降最初の3月31日まで)の子どもがいる場合、子どもには有効期限6か月の被保険者証を交付する。また、これを適切な対応ができる関係機関につなぎ、問題の解消に努める。	A	国民健康保険資格証明書に該当した世帯に18歳未満の子どもがいる場合は、交付要綱に基づき期限6か月の被保険者証を交付した。(6世帯分) 納税相談を通じ、生活状況に問題があるケースについて、ファイナンシャルプランナーや福祉相談室に相談するよう案内した。	18歳未満の子どもに対しては、期限6か月の被保険者証を発行するという要綱があるので問題なく対応できたが、ファイナンシャルプランナーや福祉相談室への相談については、結局は本人の希望がなければ繁げず、案内だけで終わることもあったので、今後は積極的な案内を行い、問題解消に務める。	国民健康保険資格証明書に該当した世帯に18歳未満(18歳に達した日以降最初の3月31日まで)の子どもがいる場合、交付要綱に基づき、昨年度1引き続き子どもには有効期限6か月の被保険者証を交付する。また、生活状況に問題がある世帯に対し、これを適切な対応ができる関係機関につなぎ、問題の解消に努める。
			健康福祉部子ども福祉課	R2新規 R5変更	子育て世代包括支援センターにおける、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を基本としながら、より複雑な課題に対しては子ども家庭総合支援拠点や関係機関と連携し、情報共有を行い、課題の解決に努めていく。	B	子育て世代包括支援センターの窓口等での相談の中で、複雑な課題を抱えるケースは、子ども家庭総合支援拠点や関係機関(他課、医療機関、障がい福祉サービス事業所等)と連携を図った。 他課等連携相談件数 298件 他課連携ケース会議 27件	子育て世代包括支援センターの窓口等での相談に対応の中で、複雑な課題を抱えるケースは、子ども家庭総合支援拠点や関係機関(他課、医療機関、障がい福祉サービス事業所等)と連携し、情報共有を行い、課題の解決に努めた。	子育て世代包括支援センターにおける、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を基本としながら、より複雑な課題に対しては子ども家庭総合支援拠点や関係機関と連携し、情報共有を行い、課題の解決に努めていく。
			健康福祉部保育課	R2新規 R5変更	子どもが関わる複雑化した課題について、包括的な相談体制を構築し、的確に対応・支援していく。	A	保育園・児童クラブに入所する子どもに関わる複雑化した課題について、必要な場合は関係機関と連携し、対応を行った。	保育園・児童クラブにおいて、子どもに係る問題を把握した場合には、関係機関と連携し、適切な対応を必要があり、施設職員の意識向上に努めていく。	子どもが関わる複雑化した課題について、包括的な相談体制を構築し、的確に対応・支援していく。
			生活環境部市民生活課	R2新規 R5変更	消費者相談の中で、専門的な対応が必要となる問題が把握された場合には、速やかに関係機関へ連絡する。また、他の相談機関から消費者トラブルに関する専門的な助言の要請があった場合には対応する。	A	相談の中で、専門的な対応が必要となる問題が把握された案件はなかったが、案件があった場合には、速やかに関係機関に繋ぐことができる体制を整えている。	未成年者に対し、広く啓発の必要性がある案件について、各小中学校の協力を得ながら、周知・広報に努めた。	

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

[R4評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち — (3)特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 — ①専門的支援の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
92	生活困窮者自立支援事業	生活と就労に関する支援員を配置しワンストップ型の相談窓口と情報とサービスの拠点とするほか、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業等を実施する。	福祉総合相談課 (旧福祉総合相談室)	R2新規	引き続き、生活困窮者自立支援法に基づき、生活と就労に関する支援員を配置し、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業等を一体的に実施する。	B	生活困窮者自立支援法に基づき、生活と就労に関する支援員を配置し、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業等を一体的に実施することができた。	子ども福祉課、学校等とのさらなる連携強化により、生活貧困にある子ども世帯の包括的支援の実施をめざしたい。	引き続き、生活困窮者自立支援法に基づき、生活と就労に関する支援員を配置し、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業等を一体的に実施する。
93	外国籍の子の保育環境の充実	日本語がほとんど話せない保護者や園児を保育園で受け入れた際、コミュニケーションがとれるよう体制の充実を図る。	保育課	R2新規	世帯の状況を十分把握し、状況に応じて、翻訳機の使用やイラスト等の活用など、伝達方法を工夫し、文化や生活習慣の違いが発達への妨げにならないよう配慮する。	B	外国籍の児童 受入れ園 11園	全く日本語が理解できない保護者は在園していないが、工夫(持ち物などを視覚化・日本語をローマ字表記など)しながら支援を行っている。 言語、宗教、生活習慣、子育てへの考え方など文化的背景に起因する配慮について、保育士の知識の向上に努めていきたい。	世帯の状況を十分把握し、状況に応じて、翻訳機の使用やイラスト等の活用など、伝達方法を工夫し、文化や生活習慣の違いが発達への妨げにならないよう配慮する。

2 家庭が笑顔で育つまち — (3)特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 — ②虐待防止への支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
94	民生委員児童員活動	地域の子どもを取り巻く環境を日頃から把握し、支援が必要な場合は、関係機関に報告して見守りをする。特に主任児童委員は学校・保育所(園)・児童館等を訪問や連携を図り、民生委員児童員と協働して必要な支援を行う。	社会福祉課	継続	地域の見守り活動や相談先として今後も感染対策に努め工夫を凝らしながら事業を継続し、学校、地域との連携強化を推進していく。	B	小中学校の教職員との懇談会を実施し、子どもに関わる情報把握に努めた。 幼稚園や放課後児童クラブへの訪問は、玄関先や少人数の園児との対面、短時間等にするなど感染対策をしながら、交流を深めた。	感染防止に取り組みながら活動を実施し、委員として地域でできること等を検討した。 今年度は新型コロナの位置づけが変わり、活動の本格的な再開が期待できるが、委員改選により新しい委員も多いため、子どもに関する状況や活動の重要性について、委員の理解を深める必要がある。	地域の見守り活動や相談先として今後も、学校、地域等関係機関との連携強化を推進する。 地域の子どもを取り巻く現状の把握、学校・地域・委員同士の連携の重要性について再確認し、活動を進める。
95	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見・早期対応が円滑に行えるよう、児童相談所や教育機関・保育所(園)・保健センター・警察等の関係機関が連携し、支援体制の充実を図る。	子ども福祉課	継続	関係機関と連携し、要保護児童の早期発見・早期対応に努める。 新型コロナウイルス感染症拡大に注意し、研修会を実施し、児童虐待対応への知識を深める。	B	代表者会議 1回(5/26開催) 実務者会議 1回(7/29開催) 合同研修会 1回(3/9開催) 実務者定例会 7回(2か月に1回開催) 個別ケース会議 58回	児童虐待等の通告に対し、関係機関との連携・情報共有を行い、早期に対応し支援を行った。	関係機関と連携し、要保護児童の早期発見・早期対応に努める。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

[R4評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (4)経済的支援の充実 - ①各種手当の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
96	児童手当給付事業	中学校3年生までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図る。	子ども福祉課	継続	通常事業分について、継続して適切な支給に努める。	A	【通常事業分】 児童数 123,892人 支給額 1,366,655,000円 【子育て世帯生活支援特別給付金事業分】 児童数 461人 支給額 23,050,000円	前年度に比べ、支給児童数・支給額ともに減少したが、対象となる児童を養育する者に対して適切に児童手当を支給し、家庭生活の安定を図った。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯の生活を支援するため、高校生相当年齢(18歳)までの児童を養育する世帯に対し、生活支援特別給付金を支給した。	通常事業分について、継続して適切な支給に努める。
97	重症心身障害児(者)福祉手当支給事業	身体障害者手帳2級以上等の在宅の障がいのある子ども(人)の保護者で、特別児童扶養手当や障害児福祉手当を受給できない児童を介護する方に支給する。	社会福祉課	継続	事業の周知と適切な支給に努める。	A	実績(3月末現在) 0件	身体障害者手帳2級以上等の在宅の障がいのある子どもで、特別児童扶養手当や障害児福祉手当を受給できない方に支給するが、対象児がいなかった。	事業の周知と適切な支給に努める。
98	障害児福祉手当支給事業	身体または知的発達に障がいのあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給する。	社会福祉課	継続	事業の周知と適切な支給に努める。	A	実績(3月末現在) 31件	在宅の20歳未満の方で、身体または知的発達に障がいのあるため、常時介護を必要とする児童に適切に支給した。	事業の周知と適切な支給に努める。
99	特別児童扶養手当支給事業	身体または知的発達に障がいのある20歳未満の児童を監護する父や母、もしくは養育者に国が支給する。	社会福祉課	継続	支給決定は県であるため、県と連携し事業の周知と適切な支給に努める。	A	実績(3月末現在) 215件	在宅で身体または知的発達に障がいのある20歳未満の児童を監護する父や母、もしくは養育者に対し、県が支給した。申請受付は市で実施した。	支給決定は県であるため、県と連携し事業の周知と適切な支給に努める。
100	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当を支給する。	子ども福祉課	継続	通常事業分について、事業の周知と適切な支給に努める。	B	【通常事業分】 受給者数 全部支給 193人、一部支給 268人 延べ児童数 7,887人 延べ支給額 221,662,100円 【子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)】 延べ児童数 759人 延べ支給額 37,950,000円	ひとり親世帯に対し、児童扶養手当を支給した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯を支援するため、特別給付金を支給した。	通常事業分について、事業の周知と適切な支給に努める。

2 家庭が笑顔で育つまち - (4)経済的支援の充実 - ②医療費助成の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
101	子ども医療費助成事業	中学校3年生までの児童の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	子ども福祉課	継続	引き続き、高校3年生までの児童の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。	A	未就学児及び小学1年～中学3年 助成件数 150,310件、助成額 324,918,101円 高校1年～3年 助成件数 22,873件、助成額 63,082,720円	市内に住所を有する高校修了前の児童を対象に、過不足なく医療保険の自己負担分を助成した。 医療機関を安心して受診できることで、児童の健康増進を図ることができた。また、子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。	引き続き、高校3年生までの児童の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。
102	養育医療給付事業	身体の発達が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児に対し、指定養育医療機関において、医療の給付または医療に要する費用を支給し、出生時の健康の保持を図る。	子ども福祉課	継続	引き続き、身体の発達が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児の養育医療費を公費で負担する。	A	給付決定者数 35人、給付件数 62件、 給付額 6,040,958円	前年度に比べ、給付件数は増加した。身体の発達が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児に対し、過不足なく医療費を公費で負担することができた。	引き続き、身体の発達が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児の養育医療費を公費で負担する。
103	重度障害者(児)医療費助成事業	重度の障がいのある子ども(人)の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	社会福祉課	継続	令和5年度も事業を継続し、重度の障がいのある児童の健康の維持と経済的な負担軽減に努める。	A	実績(3月末現在) 受給者数 3,105人 うち18才未満91人	重度の障がいのある児童の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を適切に助成した。	令和5年度も事業を継続し、重度の障がいのある児童の健康の維持と経済的な負担軽減に努める。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (4)経済的支援の充実 - ②医療費助成の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
104	自立支援医療費支給事業(育成医療費支給事業)	身体に障がいのあるかまたは現疾患を放置すると将来一定の障がいが残ると認められる子どもに対し、手術等の治療等によりその症状が軽くなり日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、経済的負担を軽減するためその治療に要する費用の一部を助成する。	社会福祉課	継続	令和5年度も事業を継続し、身体に障がいのある子どもに対し、必要な手術等の医療費を支給する。	A	実績(3月末現在) 15名	身体に障がいのある子どもに対し、生活の能力を得るために必要な手術等の医療費を適切に支給した。	令和5年度も事業を継続し、身体に障がいのある子どもに対し、必要な手術等の医療費を支給する。
105	ひとり親家庭等への医療費助成事業	ひとり親家庭等を対象に、健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	子ども福祉課	継続	引き続き、事業の周知と適切な支給に努める。	A	助成対象者 1,429人 助成件数 16,180件 助成額 46,000,593円	前年度に比べ、助成対象者、件数は減少したが、助成額は増加した。	引き続き、事業の周知と適切な支給に努める。

2 家庭が笑顔で育つまち - (4)経済的支援の充実 - ③経済的負担の軽減

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
106	保育料の負担軽減	保育所(園)に同一世帯から2人以上の乳幼児が入所している場合や入所児童が第3子以降の場合、また低所得の母子世帯等の保育料を軽減する。	保育課	継続	引き続き、3歳児以上の保育料及び低所得世帯の第2子保育料無償化を実施する。さらにR4.9月から第2子保育料無償化の対象を拡大し、子育て世帯の支援を図る。	A	所得制限額以下の世帯における第2子の保育料無償化を実施した。	3歳児以上の保育料及び低所得世帯の第2子保育料を軽減することができた。	引き続き、3歳児以上の保育料及び低所得世帯の第2子保育料無償化を実施する。
107	児童・生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	学校教育課	継続	今後も引き続き、家庭の状況に応じて経済的負担の軽減をはかるため必要な援助を行っていく。	A	保護者が負担する教育関係経費について、家庭の状況等に応じて経済的負担の軽減を図ることができた。	今後も引き続き、家庭の状況に応じて経済的負担の軽減をはかるため必要な援助を行っていく。国の単価改正に伴い、学用品費・通学用品費・入学準備金・新入学用品費・校外活動費・修学旅行費・体育実技用品費の増額を行った。	今後も引き続き、家庭の状況に応じて経済的負担の軽減をはかるため必要な援助を行っていく。
108	子育てすくすく支援商品券支給事業	多子世帯における経済的負担の軽減、市内事業者や商店の経済活性化を図る。	子ども福祉課	継続	事業を継続し、多子世帯の経済的負担軽減と地元商店の経済活性化を図る。	A	交付件数 2,446件 商品券利用料 89,480,000円	未就学の第2子に30,000円分、第3子以降に1人につき50,000円分の商品券を交付した。対象世帯の99%が商品券を受領した。	事業を継続し、多子世帯の経済的負担軽減と地元商店の経済活性化を図る。
109	交通災害等遺児就学支度金支給事業	小・中学校及び高等学校等に就学予定の児童を扶養するひとり親家庭に対して申請に基づき支給する。	子ども福祉課	継続	引き続き、事業の周知と適切な支給に努める。	B	小中学生分 0件 高校生分 3件 支給額合計 18万円	対象者に対して適切に救済金を支給することができた。	引き続き、事業の周知と適切な支給に努める。
110	交通遺児救済金支給事業	生計を一にしていた父、母または未成年後見人を交通災害で失った、義務教育就学中の児童または生徒に救済金を支給する。	子ども福祉課	継続	引き続き、事業の周知と適切な支給に努める。	D	申請数 0件	対象者がいなかったため実績なしとなった。	引き続き、事業の周知と適切な支給に努める。
111	ひとり親・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や、安心して子育てができる環境づくりに必要な資金の貸付を行う。	子ども福祉課	継続	貸付が必要なひとり親家庭に対し、引き続き事業を継続していく。	B	県への申請人数 1名	対象者に対して適切に資金の貸付を行った。	貸付が必要なひとり親家庭に対し、引き続き事業を継続していく。
112	ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	子ども福祉課	R2新規	引き続き、事業の周知と適切な支給に努める。	B	【放課後児童クラブ利用料援助】 利用者数 87人 【高校生通学定期代援助】 延べ利用者数 302人	適切に援助を行い、利用者の利便性向上や経済的負担の軽減を図った。	引き続き、事業の周知と適切な支給に努める。
113	給食材料費補助事業	私立の保育園、認定こども園、未移行幼稚園及び国立大学法人附属幼稚園に在園する満3歳以上の児童の給食費を補助する。	保育課	R2新規	次年度も引き続き実施し、私立保育園等で免除対象となる保護者負担分を補助することで、子どもの健やかな成長を支援する。	A	私立保育園等27園 計11,679,032円	低所得で生計が困難な家庭や3人以上子どもを持つ家庭を支援することで、子どもの円滑な特定教育・保育等の利用を図ることができた。	次年度も引き続き実施し、私立保育園等で免除対象となる保護者負担分を補助することで、子どもの健やかな成長を支援する。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

3 地域が笑顔で育つまち - (1)安心・安全のまちづくり - ①施設等の環境整備

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
114	児童館活動事業	現在児童館で実施している放課後児童クラブを閉園となった幼稚園舎へ移動することにより、児童館機能の充実を図る。	保育課	継続	老朽化している施設に関しては、必要な修繕を行いながら、来館児童が安全に使用できるよう努めていく。	B	【公営13施設(うち3施設は児童室)】 利用者数 43,023人	昨年度の利用者実績47,933人から利用者が減少したが、大きな事件・事故等もなく、来館児童を受け入れることが出来た。	老朽化している施設に関しては、必要な修繕を行いながら、来館児童が安全に使用できるよう努めていく。
115	集会等施設整備への助成	コミュニティ活動を目的とした集会施設等の増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。	市民協働課 (旧まちづくり推進課)	継続	前年度に要望調査を行った結果、19件の要望を受けており順次改修を行っている。引き続き、コミュニティ活動を目的とした集会施設等の新築、増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。	A	補助事業 24件 補助金額 8,717千円 区民にとって最も身近な施設として、区からの要請により集会施設修繕に要する費用を補助した。修繕により施設の安全性や機能性が充実することで、地区子ども会活動や三世代交流事業などの、地域と子どもが関わる機会の保持拡大に寄与した。	集会施設が老朽化する一方ニーズは多様化する中で、子ども会活動や三世代交流事業が安全に実施できるコミュニティ施設として、段差の解消や空調設備更新といった施設修繕を補助し、機能や利便性の充実を図った。課題として、昭和50～60年代に建てられた集会施設の更新が市内各地で発生している状況である。	引き続き、子どもを含む地域住民のコミュニティ活動を支えるため、集会施設等の新築、増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。
116	スポーツ施設の整備	子どもを含むあらゆる市民が安全で快適に使用できるよう、体育館や運動公園等スポーツ施設の整備を計画的に進める。	生涯学習スポーツ課	継続	子どもを含む全ての市民が安全で快適に使用できるよう、体育館や運動公園などスポーツ施設の整備を計画的に進める。	B	丸岡運動公園多目的屋内スポーツセンターの老朽化した人工芝を張り替えた。三国運動公園屋内温水プールの屋上防水、電気設備、換気窓を改修した。丸岡フィットネスセンターのトイレを改修した。	市内体育施設は全体的に老朽化が進んでおり、特に安全に影響を及ぼす恐れのある箇所から優先的に修繕・改修を進めていく必要がある。	子どもを含むあらゆる市民が安全で快適に使用できるよう、体育館や運動公園などスポーツ施設の整備を計画的に進める。
117	公園維持管理	市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。	都市計画課	継続	引き続き市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。	B	市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行った。	点検を行い危険箇所の発覚時には早急に対応している。今後も継続して点検・補修を行っていく必要がある。	引き続き市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。
118	児童小遊園地遊具整備補助事業	児童に健全な遊び場を与えることで体力の増進と情操の高揚を図るため、各行政区の公園の遊具設置に対して補助金を交付する。	子ども福祉課	継続	地域の遊園地において、整備された遊具で児童が遊びながら健やかに成長できるよう、引き続き地区への補助事業を継続する。	D	事業実施地区 0地区 相談のあった地区 8地区 (内、2件はR5実施予定) 交付額 0円	遊具整備を希望する区に対し補助を行うことで、児童の遊び場確保に寄与することを目的としているが、R4年度は相談はあるものの、区の予算面の都合で翌年度以降の実施や見合わせ等の判断となり、事業実施区は0となった。地域における遊具整備のニーズは一定数あるものの、費用が高額な面やその後の維持管理面などが課題でもある。	地域の遊園地において、整備された遊具で児童が遊びながら健やかに成長できるよう、引き続き地区への補助事業を継続する。
119	児童小遊園地遊具設備修繕助成事業	各行政区に設置されている遊具の修繕に対して助成金を交付する。	社会福祉協議会	継続	5地区×50,000円(上限)で助成する。	A	計 5地区 【三国】 1地区 50,000円(遊具) 【丸岡】 1地区 18,000円(遊具) 1地区 5,000円(遊具) 1地区 12,000円(遊具) 【春江】 1地区 33,000円(遊具)	活用した区からは、修繕が子どもたちの安全確保につながったとの成果報告を頂いた。前年度よりも利用実績が増加した。(令和2年度1地区、令和3年度3地区) なお、同一区からの申請が多かったため、「過去2年間に助成を受けた区は申請不可」と要項条件を追加し、令和5年1月に周知した。一方で、活用区の偏りについては、未活用区へ情報が行き届いていない可能性も考えられるため、事業周知も取り組んでいきたい。(広報等活用)	<助成活用目標値> 5地区×50,000(上限)で助成する。 <その他> 地域の会議で事業を周知する。社協だより、共同募金だよりなど(広報)で周知する。
120	危険箇所の点検及び補修	市道の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。	建設課	継続	道路パトロールの強化に取り組み、市内における道路等の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。	B	道路パトロールを定期的実施し、破損箇所の早期発見に努めるとともに、早期に補修することができた。また、橋梁補修計画に基づき、184橋の点検、12橋の補修をすることができた。	R4通学路危険箇所 9箇所施工区、市民からの多くの要望等にきめ細かく対応していけるよう努める。	道路パトロールの強化に取り組み、市内における道路等の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

3 地域が笑顔で育つまち - (1)安心・安全のまちづくり - ①施設等の環境整備 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
121	歩道整備	子どもと一緒に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。	建設課	継続	安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。	B	側溝整備や外側線の引き直し、街路樹撤去などにより歩行者の通行幅を拡幅することができた。	今後もバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。	安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。
122	防犯灯設置事業	各行政区が犯罪、非行及び事故等の発生防止のために実施する防犯灯設置事業に対し、補助金を交付する。	危機管理対策課(旧安全対策課)	継続	令和5年度まで防犯灯の灯器更新・新設費用補助の灯数制限を無くし、LEDの灯器更新・設置を推進する。	B	防犯灯の灯器更新・新設数 1,347灯	防犯灯の灯器更新・新設数は、前年度から108件増加した。	令和5年度まで防犯灯の灯器更新・新設費用補助の灯数制限を無くし、LEDの灯器更新・設置を引き続き促進していく。
140	子どもの遊び場整備事業	公共施設の改修等により、天候にかかわらず子どもたちが安心して遊ぶことができる遊び場を整備し、心身ともに健やかな子どもの育ちを支援する。県の補助制度等を活用しながら、令和8年度までの完成・運営を目指す。	生涯学習スポーツ課(旧子ども福祉課)	R5新規					本年度中に、施設整備設計業者の選定プロポーザルを行い、基本設計及び実施設計業務を委託する。

3 地域が笑顔で育つまち - (1)安心・安全のまちづくり - ②犯罪や事故等の防止・啓発

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
123	交通安全施設整備	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。	建設課	継続	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。	B	交通安全施設の改修、維持修繕により、防災、交通安全対策上の生活圏の環境改善を図った。	警察、教育委員会等関係団体と連携して、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全対策を実施した。今後も交通安全施設整備を進める。	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。
124	安全安心まちづくり事業	市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりのため、安全に関する知識の普及及び情報の提供その他市民及び事業者に対する啓発活動を行うとともに、安全に関する教育の充実を図る。	危機管理対策課(旧安全対策課)	継続	市直営の防犯カメラ設置(2か所2基)。さかいドライブレコーダー見守り協力隊の活動支援(加入促進)。防災メール、防災アプリの普及促進を行う。	B	市設置の防犯カメラを2か所に4台設置した。さかいドライブレコーダー見守り協力隊の加入促進を推進し、加入件数は令和4年度末で1,052件に達した。防犯メール、防災アプリの普及促進を図った。	防犯カメラ設置施設において、カメラの死角となる箇所が被害にあふた。当該箇所にカメラの新設を検討すべきである。	左記犯罪発生施設に、カメラを設置する。さかいドライブレコーダー見守り隊の活動促進(加入促進)を行う。防災メール、防災アプリの普及促進を図る。
125	交通安全教室の実施	子ども、児童が被害者となる交通重大事故防止のため、小学校での自転車教室及び保育園(園)・幼稚園・小学校等での交通安全教室等を実施し、児童・園児及びその保護者の交通安全意識向上を図る。	危機管理対策課(旧安全対策課)	継続	新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、DVD教材を活用した教養を実施する。自転車教室は座学と実地講習を同一日に実施する。	B	保育園・幼稚園及び小学校での交通安全教室は、延べ123回、8,109人を対象に実施した。	警察職員や市委嘱の交通指導員と連携し、感染症対策に留意した効果的な教室を推進した結果、コロナによる教室の中止等は無く、目標を達成することができた。	小学校は年1回、保育園・幼稚園等は年3回の交通安全教室を実施する。自転車用ヘルメットの着用の必要性を指導する。引き続き、DVD教材などを活用して子どもの視点に立った分かりやすく効果的な指導を実施する。
126	交通安全図画コンクールの実施	交通事故のない安全で安心なまちを目指し、児童の交通事故の防止意識の向上を図るため、市内の小学生を対象に交通安全図画コンクールを実施する。	危機管理対策課(旧安全対策課)	継続	課題を児童の交通事故防止のほか、最近の交通情勢を踏まえたものを入れ、家族・地域ぐるみで交通事故防止について考える内容で実施予定。	B	市内全小学校から計887点の作品の応募があり、特別賞6点、各賞28点、佳作12点の計46作品が入賞した。	佳作を除く入賞作品をホームページに掲載したほか、市内ショッピングセンター(春江アミ、三国イザ)に掲示することで、市民に対して交通安全意識の高揚を図った。	作品のテーマを、①自転車に乗る際のヘルメット着用を呼びかけるもの、もしくは、②横断歩道における交通事故防止を呼びかけるものに設定し、コンクールを実施する予定。
127	交通指導員の配置	朝や薄暮時の街頭指導・巡回広報/パトロールを通じて声掛けを実施することにより、子どもを含めた住民の交通事故防止を図る。	危機管理対策課(旧安全対策課)	継続	新型コロナウイルス感染症の感染状況等に応じ、より児童・生徒の保護を重視したきめ細かい街頭監視活動を行う。	B	令和4年度末で計51名の交通指導員を配置し、四季の交通安全県民運動を中心に、街頭啓発活動等を推進した。小学生に対する交通安全教室で市職員と共に児童の指導補助に従事した。	令和3年6月13日から約1年9か月にわたり交通死亡事故ゼロが続いていたが、令和4年度は、3月29日に春江町で交通死亡事故が発生した。引き続き関係機関と連携した街頭啓発活動等を推進していく必要がある。	四季の交通安全県民運動等を中心に、主要交差点等で街頭啓発活動を実施する。三國祭、三國花火等が通常開催となることに伴い、主催者の計画の下、参加者の保護誘導活動を実施する。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

3 地域が笑顔で育つまち - (1)安心・安全のまちづくり - (2)犯罪や事故等の防止・啓発 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
128	防犯パトロールの実施	子どもへの声掛け事案等の犯罪を未然に防ぐため、市内の拠点を中心に防犯パトロールを実施する。	危機管理対策課 (旧安全対策課)	継続	犯罪多発箇所、時間帯の情報提供を行うとともに、学校、公園など子どもが集まる場所のパトロール、見守り活動を行う。	B	市委嘱の防犯隊員が、各地区において、週2回、青色回転灯車両による防犯パトロールを実施し、犯罪抑止活動を推進した。	防犯パトロールの実施回数は、延べ179回実施(前年度比+85件)であり、大きく増加した。	犯罪発生地域、時間帯等の情報共有を行うと共に、学校・公園など子供が集まる施設等におけるパトロール、見守り活動を推進する。
129	不審者対策	保育所(園)・幼稚園・学校等において防犯訓練を実施し不測の事態に備える。また職員を対象に予防や防護策を学ぶための講習会を開催する。	保育課	継続	引き続き、警察と連携し、防犯教室等を実施していく。緊急通報装置やカメラ付きドアホン未設置の園に対して、順次、設置を進めていく。	B	防犯教室および不審者対応訓練の実施。各園カメラ付きドアホン設置。2園	警察の協力を得て防犯教室や不審者対応訓練を実施した。緊急通報装置やカメラ付きドアホンの設置を進め、不審者対策を固めた。	引き続き、警察と連携し、防犯教室等を実施していく。緊急通報装置未設置の園に対して、設置を進めていく。
			学校教育課	継続	警察と更なる連携を強化し、児童生徒対象や教職員対象や、さまざまなバターンの不審者対応訓練が設定できるようにしていく。	A	警察と連携を取り、小中学校全校で不審者対応訓練を実施した。	引き続き警察と連携をとりながら訓練の内容・形態を工夫して、さまざまなバターンに対応できるよう実施をしていく必要がある。	警察と更なる連携を強化し、児童生徒対象や教職員対象や、さまざまなバターンの不審者対応訓練が設定できるようにしていく。
130	愛護センター事業	補導員による街頭指導・少年相談・学校周辺及び通学路付近の警戒並びに青色回転灯による見守り活動・不審者対策巡回活動等を行い、青少年の健全な育成を図る。また、公共施設等に白いポストを設置し、青少年の健全育成に適切でない図書等を回収・廃棄する。	生涯学習スポーツ課	継続	青少年の非行防止ならびに健全育成の啓発活動を引き続き実施する。 特に、補導員による街頭指導・少年相談・学校周辺や通学路付近の青色回転灯装着車による見守り活動と不審者対策巡回強化等を実施する。 また、公共施設等に設置されている白いポストにおける青少年の健全育成に適切でない有害図書等の回収・廃棄を実施する。	A	委嘱補導員(地域一般・各種団体・教師pta 311名)が市内全域で「愛の一声」「見守り活動」の街頭補導活動を行った。(延べ1,077人) 愛護センター職員・専任補導員は、公用車で「イカのおすし」広報啓発及び青色回転灯装着車による不審者対策など、学校周辺や通学路等で安全確保指導を含む巡回活動の強化を図った。 また、公共施設等に設置されている「白いポスト」における青少年の健全育成に適切でない有害図書等の回収・廃棄作業を定期的に行った。	委嘱補導員による街頭補導の出務数は、前年1,063人と比べて若干上回る実績だった。 委嘱補導員ならびに専任補導員等による街頭補導と青色回転灯装着車巡回活動により、特に問題となる子ども達の行動は見受けられず、市内全域の非行防止・被害防止等に一応の成果があったと思われる。 地域・学校・家庭の理解と協力が欠かせないものの、減少する児童生徒数に合わせた各学校PTA補導員数の見直しが必要で喫緊の課題である。	青少年の非行防止と健全育成の啓発活動は、地道ながら重要であると考え引き続き実施する。特に、補導員による街頭指導・少年相談・学校や通学路周辺での青色回転灯装着車による見守り活動と不審者対策巡回強化等を実施する。 また、公共施設等に設置されている白いポストにおける青少年の健全育成に適切でない有害図書等の回収・廃棄を実施する。 委嘱補導員については、青少年数減少の実状に合わせて、各学校PTA補導員数見直しが必要で課題となっているので検討を考えた。
131	情報モラル教育の実施	小・中学校において、インターネットやスマートフォン等の利用に関して子どもたちがその危険性を理解し正しい利用方法を実践できるよう、警察や関係機関と連携し、授業や講座を実施する。また、ネット依存防止のため、子どもたちがスマートフォン等の利用に関してルールをつくり、家庭で積極的に守ることを目的とした「Three(スリー)ルール運動」を推進する。	学校教育課	継続	スマートルールが守られているかどうかの検証や実際に有効なものになっているのか常に確認していく。 ひまわり教室等の専門機関との連携を図る。	A	児童生徒のインターネット利用やスマートフォン等の利用に関して、子どもたち自身がルールをつくり、家庭で積極的に守ることを目的とした「Three(スリー)ルール運動」も浸透してきた。全ての中学校においては、各学校毎に独自のスマートルールが作成された。 小学校においても、ほとんどの学校でスマートルールを作成している。 また、ひまわり教室等で専門家からの指導を受けている。	インターネットやスマートフォン等については、使用を禁止するのではなく、正しい活用、適切な使用の方法を教えることが重要である。 どのようなトラブルがあるのか、どのような犯罪に巻き込まれる可能性があるのか、詳細に指導する必要がある。 児童生徒の指導は元より保護者への指導も重要である。	スマートルールが守られているかどうかの検証や実際に有効なものになっているのか常に確認していく。 ひまわり教室等の専門機関との連携を図る。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

【R4評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

3 地域が笑顔で育つまち - (2)市民ネットワークの形成 - ①世代を超えた市民の交流の場の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
132	学校施設の開放	市民の交流活動のために学校施設を開放することで、地域に開かれた学校を目指すとともに、施設の利活用を図る。	教育総務課	継続	市民が安全安心に学校施設を利用することができるよう、計画的に修繕や改修を行い、施設の維持管理に努めている。	A	計画的に修繕や改修を行い、施設の維持管理に努めた。 また、放課後等の小中学校体育館やグラウンドを市民に開放し、施設の利活用を図った。	バスケットリングなど目視だけで判別できない部分の点検について、業者点検等を検討していく必要がある。	市民が安全安心に学校施設を利用することができるよう、計画的に修繕や改修を行い、施設の維持管理に努めていく。
133	子ども会育成事業	坂井市子ども会育成連絡協議会を事業主体として、子ども会活動を通して子どもの健全育成を図る。	生涯学習スポーツ課	継続	コロナ禍の中で、開催できる事業を積極的にを行い、次年度以降の事業の見直しにつなげる。また、子どもの健全育成のために、既存の事業についても改善を図り、子ども会役員が活躍できる場を創出し、次世代の育成に努める。	B	4町で開催しているチャレンジランキング大会やディスクトッチ大会など新型コロナウイルス感染症の影響で一部中止となった事業もあるが、ほとんどを実施することができた。 壁新聞コンクールでは24作品の出品があり、県内でも最多の出品数となった。地域のことを年齢が違う子ども同士が調査し、まとめることが子どもの学びにつながった。 ジュニアリーダー主催イベントも2回実施し、子どものリーダー育成につながった。	例年実施している人気のある事業を含め、次年度以降の事業の見直しにつなげる。 また、子どもの健全育成のために、既存の事業についても改善を図り、子ども会役員が活躍できる場を創出し、次世代の育成に努める。	
134	社会教育団体育成事業	社会教育団体の自主的に健全な活動を積極的に促進するため、補助金を交付し、社会教育の発展及び市民の自主的な社会教育活動を支援する。	生涯学習スポーツ課	継続	補助金を交付するだけでなく、行政の活動等に積極的に参加してもらい、団体の活動を周知することにより会員増加の支援をしたい。	B	社会教育団体の活動促進の一助として補助金を交付し、団体の自主的な活動を支援できるよう努めた。 地域行事や行政の活動にも積極的に参加してもらった。	昨年同様の団体への補助である。 各団体より提出された申請・実績の内容を確認。会員の確保が課題である。	補助金を交付するだけでなく、行政の活動等に積極的に参加してもらい、団体の活動を周知することにより会員増加の支援をしたい
135	青少年健全育成事業	坂井市青少年育成坂井市民会議を中心として、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、見守り活動啓発運動や、心の教育講演会を開催する。	生涯学習スポーツ課	継続	各支部の見守り活動に関しては、昨年度同様に継続していく。見守り隊員の高齢化や児童の活動時間の多様化に対応するために、従来の見守り隊以外に新しい見守り活動を始め、活動に参加する門戸を広くする。 また、賛助会員から頂いた賛助金を啓発グッズ等にして還元するよう努める。	A	市内23支部における見守り活動・啓発運動や青少年健全育成推進大会を開催し、青少年の健全育成に努めた。 青少年育成福井県会議主催の青少年健全育成福井県大会がハートピア春江で開催された際には、市から116人の出席があり、青少年の声に耳を傾けた。	各支部では見守り活動や啓発活動を中心に、積極的に青少年の健全育成に努めた。 ONLY ONE♡が実施している赤ちゃん抱っこ体験学習の赤ちゃんとのおふれあいの再開など、徐々にコロナ禍前の活動に戻していく。 また、賛助会員から頂いた賛助金を啓発グッズ等にして還元するよう努める。	
136	協働のまちづくり事業への助成	市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、コミュニティセンターを拠点に、地域住民が主体となって“住みよき愛着と誇りの持てる地域づくり”に取り組んでいる「まちづくり協議会」の運営や活動に対し、財政的な支援、情報発信等を行う。	市民協働課 (旧まちづくり推進課)	R2拡充	まちづくり協議会や地域ボランティア団体を対象とした、地域における課題発見やその解決方法を学ぶ、「まちづくりカレッジ」を開催する。また、市内の小中学生を対象にまちづくり学習を実施する「まちづくりスクール」を開催し、将来におけるまちづくりへの市民参画を促し、地域力の向上を目指す。	A	第6期「まちづくりカレッジ」には高校生11人を含む43人が参加し、「地域に根差したつながり」を軸に地域における課題解決の手法やプランニングなどの学びを深めた。 中には、小学生やその保護者の声を活かしてまちづくりのアクションプランを立案した班もあり、具現化していく気運が高まった。 「まちづくりスクール」では、地域内の歴史や食文化などの魅力を再発見または深掘りできる情報を提供するなど、小中学生の地域に対する誇りや愛着を醸成した。	子どもを含む住民が主体となり、自らの意欲や関わりで地域課題を解決に導く地域共生型のまちづくりについて、その意義や重要性への理解をさらに広げていく必要がある。	第7期の「まちづくりカレッジ」を12回のカリキュラムで実施します。「幸せ実感」をテーマに、課題解決型の地域づくりを推進できる人材を育成する。 市内の小中学生を対象にまちづくりを学ぶ「まちづくりスクール」を引き続き実施する。 郷土愛を育み、ひいては将来のまちづくりへの市民参画意欲を増やし、地域力の向上を目指す。
137	社会教育・生涯学習事業	実生活に即した教育、学術及び文化に関する事業を行うことで、区域内住民の教養の向上・健康の増進等を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進を進める。	市民協働課 (旧まちづくり推進課)	継続	教育委員会(生涯学習スポーツ課)と連携を図りながら各種の事業を展開する。	A	従来の公民館事業を継続し、青少年健全育成事業、合宿通学など地域の特性を生かして実施した。	今後も、社会教育・生涯学習を推進する施設として、青少年健全育成事業の充実を図る必要がある。	引き続き、教育委員会(生涯学習スポーツ課)と連携を図りながら各種の事業を展開する。
			生涯学習スポーツ課	継続	講師選考に努めながら、幅広い世代の市民が参加しやすい内容の生涯学習講演を今後も実施していくとともに、講演会以外でも幅広い世代の市民に学ぶ機会を検討する。	B	生涯学習講演会をハートピア春江大ホールで開催し、202人が聴講した。	夏井いつき氏を講師としたため、俳句に興味を持つ幅広い年代の市民が参加した。家族(親子、祖母と孫など)での参加もあり、多くの市民に学ぶ機会を提供することができた。	ふるさとづくり大会と共催して子育て中の保護者を対象とした講演会を開催し、子育てのヒントを得られるような機会を提供する。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和4年度点検・評価および令和5年度計画】

[R4評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

3 地域が笑顔で育つまち - (2)市民ネットワークの形成 - ①世代を超えた市民の交流の場の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R4計画	R4評価	R4実績	R4成果と課題	R5計画
138	地域との交流の推進	子ども食堂を始め、様々な世代が交流できる事業等、ネットワークの形成となるような地域活動の支援を進める。	社会福祉課	R2新規	身近な地域で展開されている事業について理解を深め、交流拠点の活動の支援に努める。	D	地域の交流拠点である「希望園」で、地元住民が作業により交流が2月、3月に行われた。	「希望園」での地域交流について、利用が通年をとおして実施されていない。また、利用者が高齢者に限定されていた。	「希望園」での地域交流について、通年をとおして利用されよう支援する。また、幅広い世代で活用されるように協力する。
			社会福祉課 (旧福祉総務課)	R2新規	引き続き、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが様々な居場所を増やしていくことができるように、情報提供や活動の立ち上げ支援を行う。	C	社協のコミュニティソーシャルワーカーが地区ふくしの会や活動を始めた方が地域で活動しやすくなるような情報の提供を行った。	坂井市内の子ども食堂のネットワーク連絡会で活動の情報交換が継続してできるようになった。	社協のコミュニティソーシャルワーカーが様々な居場所を増やしていけるように、情報提供や活動の立ち上げ支援を協力する。また、コミュニティソーシャルワーカーと協力し、地域での居場所について、インターネットなどを活用し広く周知できる手法を検討する。
			子ども福祉課	R2追加	子ども食堂を通して虐待防止・早期発見のため見守り活動を行っている団体に対し、補助を行い、連携をとりながら虐待防止に努める。	A	虐待防止や早期発見のため、子ども食堂を実施し、支援が必要な子を見守り活動を行っている団体に補助金を交付した。また、交付団体を1団体追加した。交付団体 2団体	子ども食堂の活動を行っている団体の事業に対し補助金を交付し、気がかりな子、支援が必要な子の情報共有に努めた。また、利用児童の登録について要保護児童対策地域協議会と情報共有し、支援につなげる方法を検討していく必要がある。	子ども食堂を通して虐待防止・早期発見のため見守り活動を行っている団体の事業に対し補助を行い、連携をとりながら虐待防止に努める。